
令和２年度税制改正に関する要望

令和元年９月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、6年9か月に及ぶアベノミクスの推進・展開の下、長期に亘る回復を持続させており、過去最大規模のGDPを実現し、雇用・所得環境は大幅に改善しています。一方で、米中貿易摩擦の激化、中国経済の減速や欧州経済の一部の弱さなど、国際経済の先行きをめぐる不確実性も高まってきており、下方リスクに注視する必要があります。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことを最重要目標とする方針が取りまとめられたところです。これらの目標の実現のために、金融資本市場の果たすべき役割がますます重要であることは言を俟ちません。

このような認識の下、我々証券業界及び資産運用業界としても、新しい「令和」の時代において、引き続き、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展に貢献するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に資するよう全力で取り組んで参ります。

つきましては、令和2年度（2020年度）税制改正に関し、人生100年時代・多様な働き方と新たなライフスタイルの時代において、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するため、NISA制度を恒久的な制度とすること、総合取引所の実現に向けた整備のため、金融所得課税の更なる一体化を進めること、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税評価を見直すことなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度（一般・つみたて・ジュニア NISA）の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA 制度を恒久化又は延長すること（6 頁）
- ② NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること（6 頁）
- ③ 取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること（8 頁）

2. NISA の拡充・利便性向上等

- ① ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること（10 頁）
- ② 企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること（11 頁）
- ③ NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること（12 頁）

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること（13 頁）
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること（14 頁）
 - 拠出限度額の引上げ（特に 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和
 - 加入者資格喪失年齢の引上げ
 - 老齢給付金の支給要件の緩和等

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託（以下 1. において「上場株式等」という。）の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること（15 頁）
- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること（18 頁）

- ③ 世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること（19 頁）
- ④ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること（20 頁）
 - 被相続人が相続発生の日から3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の 30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人が一般 NISA・つみたて NISA で保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑤ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること（21 頁）
- ⑥ 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること（22 頁）

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること（23 頁）

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）（24 頁）
 - （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
 - （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること（26 頁）
- ③ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること（28 頁）

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること（29頁）

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること（30頁）

4. エンジェル税制の拡充

- エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること（31頁）

5. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと（32頁）
- ② 上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること（33頁）
- ③ 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること（34頁）
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること（35頁）

IV 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）（36頁）

V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とする制度を創設すること）（37頁）

VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ① 振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること（38 頁）
- ② 事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること（39 頁）
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること（39 頁）

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① CRS（注）に係る国内法について、OECD が提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと（40 頁）

（注）CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準
- ② 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること（41 頁）
- ③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること（42 頁）

3. デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- ① 内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること（43 頁）
- ② 税務手続きの ICT 化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続きの効率化を図ること（44 頁）

VII その他の税制措置

- ① 消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること（45 頁）
- ② 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること（46 頁）

各要望項目の説明

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA 制度（一般・つみたて・ジュニア NISA）の恒久化・根拠法の制定等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① NISA 制度を恒久化又は延長すること② NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること |
|--|

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保する観点から、2014 年 1 月に開始された NISA 制度は、2019 年 6 月末時点で、約 1,342 万口座が開設され、累計の買付額はおよそ 17.2 兆円に達しています。既に我が国金融資本市場において、個人の自助努力による資産形成の支援、新たな投資家層の開拓や市場への成長資金の供給等に大きく寄与するものとして、不可欠な制度になっているといえます。

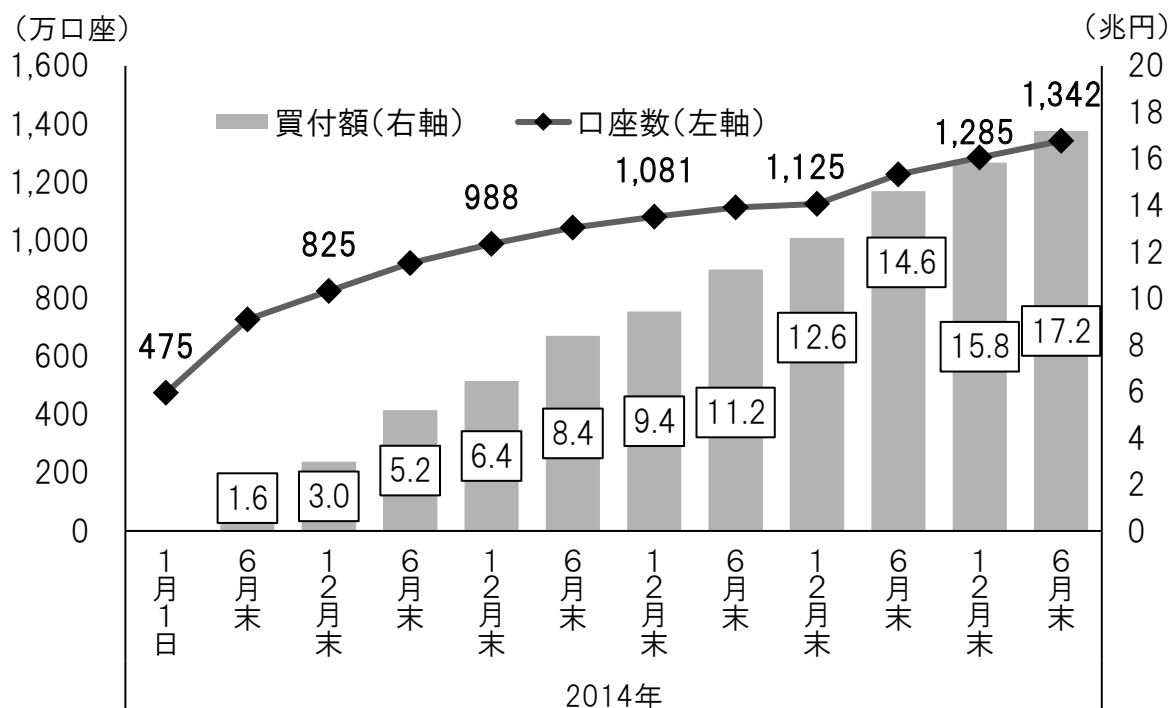
しかしながら、一般 NISA 及びジュニア NISA については 2023 年、つみたて NISA については 2037 年までの時限措置となっているため、新たな投資が可能な期間（投資可能期間）と投資限度額が、毎年 1 年分ずつ縮減してしまいます。例えば、一般 NISA 口座を 2020 年に開設した人では 2023 年までの 4 年間で最大 480 万円までしか投資できず、2021 年に開設した人では 3 年間で最大 360 万円となり、NISA 口座の開設時期によって、差異が生じることとなります。また、つみたて NISA においては、2019 年に口座を開設した人であっても 19 年間で最大 760 万円までしか投資できない状態にあります。成人を対象とする一般 NISA・つみたて NISA において、口座開設時期によって投資可能期間と投資限度額に差異が生じることが、これから成人となって NISA 制度の利用を始める層と、既に成人であって NISA 制度を利用できる層との間で、資産形成の世代間格差をもたらす要因にもなりかねません。

また、NISA 制度のような資産形成支援制度では、投資判断の時点で制度の安定性・透明性を確保しておかないと、国民の理解と普及に支障が生ずることが危惧されます。NISA 制度のモデルとなった英国の ISA（Individual Savings Account）では、2008 年の制度の恒久化によって、制度の安定性が確保され、口座数及び残高の飛躍的な増加に繋がりました。2018 年 4 月 5 日時点での口座数は約 2,120 万口座、残高は約 5,851 億ポンド（1 ポンド＝135 円換算で約 79 兆円）に達しており、口座数ベースでは、英国の成年人口（2018 年 6 月 30 日時点で約 4,653 万人）の約 5 割が利用していることとなります。

証券業界では、世代間での公平性と将来の安定性を確保し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給をより一層促進する観点から、NISA 制度の恒久化又は延長を要望いたします。

また、恒久化の折には、確定拠出年金制度（DC）や勤労者財産形成貯蓄制度といった他の資産形成支援制度と同様に、「国民の自助努力に基づく資産形成の支援・促進」を制度趣旨とする NISA 制度の根拠法（NISA 法）を制定することを要望いたします。

【NISA(一般・つみたて・ジュニア)口座数及び累計買付額の推移】



(2019 年6月末時点の内訳)

制 度	口座数	総買付額
一般 NISA	1,161 万 8,539 口座	16 兆 8,812 億 3,542 万円
つみたて NISA	147 万 872 口座	1,780 億 8,925 万円
ジュニア NISA	32 万 8,982 口座	1,405 億 8,345 万円

(出所)金融庁「NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況調査(各時点)」

【非課税制度(DC、財形、NISA)における利用者、規模及び根拠法】

	制度名称	利用者数	規模※	根拠法
確定拠出年金	企業型 DC	648 万人	11.7 兆円	<u>確定拠出年金法</u> のもと恒久的な制度として導入 (目的) 国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相俟って国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型 DC (iDeCo)	85 万人	1.6 兆円	
財形貯蓄	住宅財形	67 万人	1.7 兆円	<u>勤労者財産形成促進法</u> のもと恒久的な制度として導入 (目的) 勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	167 万人	2.9 兆円	
NISA	NISA (一般・つみたて)・ジュニア NISA	1,342 万人	17.2 兆円	(現状、租税特別措置法による制度) ⇒国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA 法)の制定が必要

(注)DC は資産額(2018 年3月末)、財形は残高(2019 年3月末)、NISA は買付額(2019 年6月末)

(出所)運営管理機関連絡協議会、厚生労働省、金融庁

③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

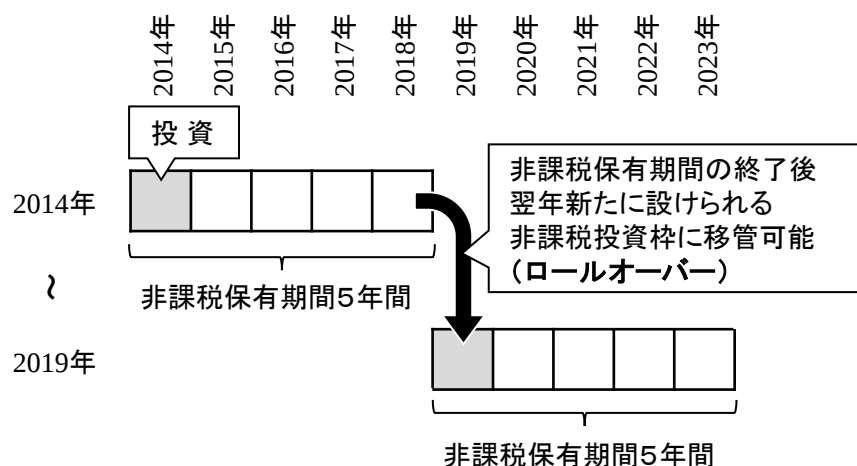
NISA 制度は、前述の通り、国民の間にも浸透し始めており、既に我が国金融資本市場に不可欠な制度になっているといえます。

他方で、一般NISA・ジュニアNISAの非課税保有期間は、現行5年間までとなっているため、購入した上場株式等を5年以内に売却するインセンティブが働いてしまう問題が指摘されています。これについては、ロールオーバー（新たな非課税管理勘定への移管）による非課税保有期間の延長も可能となっており、2019年には2014年に行われた一般NISAでの投資分が、初めて5年間の非課税保有期間の終了を迎え、約5,353億円分の商品がロールオーバーされました。一方、ロールオーバーは移管先の非課税枠を費消するため、この分だけ、非課税枠での新規投資が減少したこととなります。

なお、口座開設期間が2023年末までとなっていることから、2019年以降に購入した上場株式等については、そもそもロールオーバーを行うことはできません。また、つみたてNISAについては、ロールオーバー自体が不可能であるために非課税保有期間の延長ができません。

NISAのモデルとなった英国のISAでは、創設当初から非課税保有期間は恒久化されており、制度の安定性とわかりやすさをもたらし、現在における普及の大きな要因となっています。これらを踏まえ、NISA制度においても非課税期間を恒久化することを要望いたします。

【一般NISAにおけるロールオーバーのイメージ】



（注）5年間の非課税保有期間終了後のロールオーバーについては、保有資産が値上がりしていた場合、投資限度額（一般NISAであれば120万円、ジュニアNISAであれば80万円）を超えて新たな勘定に移管することが可能となっている。

【2019年1月時点におけるロールオーバーの額】

	上場株式	投資信託	ETF	REIT	全 体
一般 NISA	1,841 億円	3,402 億円	38 億円	71 億円	5,353 億円

（出所）金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査（2018年12月末時点）」

【つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA の制度概要】

	NISA		ジュニア NISA
	NISA	つみたて NISA	
制度開始	2014 年 1 月 1 日	2018 年 1 月 1 日	2016 年 4 月 1 日
口座開設者	20 歳以上の居住者	20 歳以上の居住者	0 歳以上 20 歳未満の居住者
口座開設期間 (投資可能期間)	2014～2023 年 ⇒恒久化を要望	2018～2037 年 ⇒恒久化を要望	2016～2023 年 ⇒恒久化を要望
非課税 保有期間	最長 5 年間 ⇒恒久化を要望	最長 20 年間 ⇒恒久化を要望	最長 5 年間 ⇒恒久化を要望
対象商品	上場株式、公募株式投信	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式、公募株式投信
非課税対象	配当、譲渡益	配当、譲渡益	配当、譲渡益 ※18 歳まで払出制限あり
拠出限度額	年間 120 万円 (5年間で最大 600 万円)	年間 40 万円 (20 年間で最大 800 万円)	年間 80 万円 (5年間で最大 400 万円)

(注)2022 年4月の成年年齢の引下げに伴い、口座開設年齢も 18 歳以上(ジュニア NISA は 18 歳未満)に引下げられる。

【英国 ISA・ジュニア ISA の制度概要】

	ISA (Individual Savings Accounts)		ジュニア ISA	
	株式型 ISA	預金型 ISA	株式型	預金型
制度開始	1999 年 4 月 1 日		2011 年 11 月 1 日	
口座開設者	満 18 歳以上の 居住者	満 16 歳以上の 居住者	満 18 歳未満の居住者	
口座開設期間 (投資可能期間)	恒 久 ※当初は 2008 年まで(10 年間)の 予定であったが、 <u>恒久化</u>		<u>恒 久</u>	
非課税 保有期間	<u>恒 久(無期限)</u>			
対象商品	株式、債券、 投信、保険等	預金、MMF 等	株式、債券、 信託、保険等	預金、MMF 等
非課税対象	配当、譲渡益、 利子	利子	配当、譲渡益、 利子	利子
拠出限度額	各制度合計で年間 20,000 ポンド (約 270 万円)まで(2019 年度)(注)		各制度合計で年間 4,260 ポンド (約 57.5 万円)まで(2019 年度)(注)	

(注)1 ポンド=135 円換算。

2. NISA の利便性向上等

① ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること

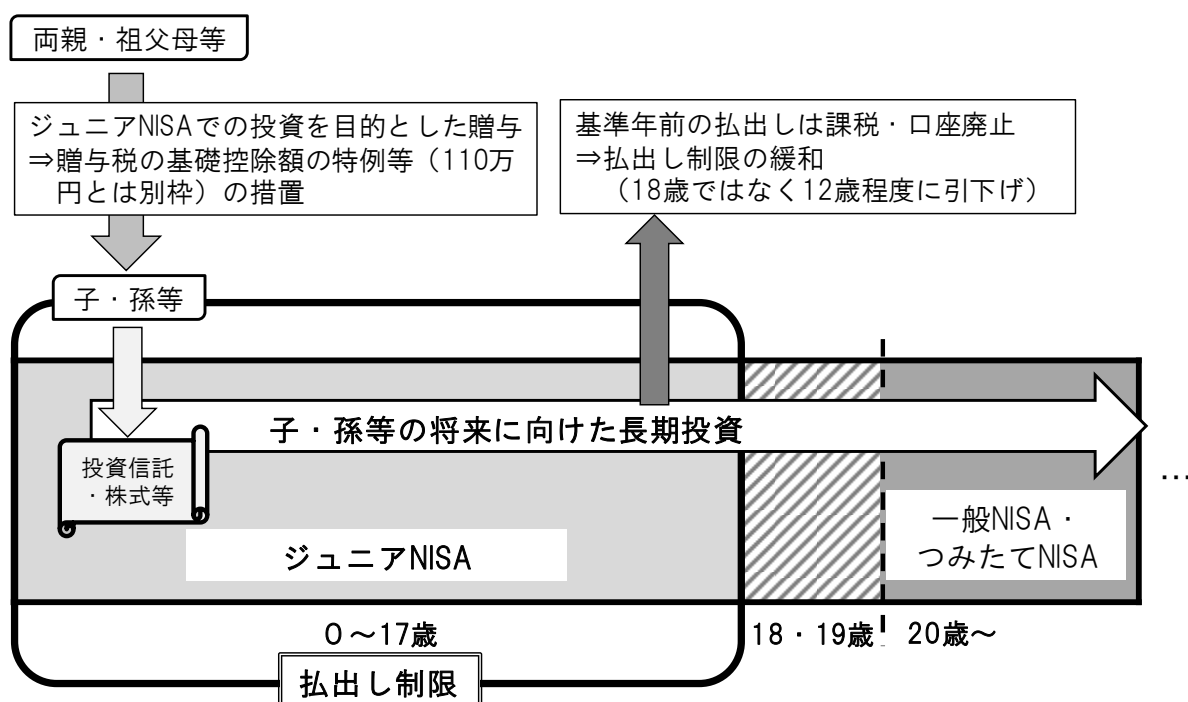
ジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）は、2016 年 1 月より口座開設の申込が開始され、同年 4 月から買付けが行われていますが、2019 年 6 月末時点におけるジュニア NISA の口座数は約 33 万口座、総買付額はおよそ 1,400 億円と、着実に数字を伸ばしているものの、一般 NISA における口座数や買付額の推移と比較すると十分とは言えません。

現在、ジュニア NISA では、拠出した資金について、口座開設者が 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までの払出し制限が課せられています。ジュニア NISA の普及が進まない背景には、資金拠出者たる口座開設者の両親が、長期にわたる払出し制限の適用を嫌気し、ジュニア NISA の口座開設に踏み切れない事情があるものと推測されます。制度のより一層の普及のためには、中学・高校の入学金やその他の教育資金等に係る臨時の支出を考慮した、払出し制限の緩和措置が必要と考えられます。

また、ジュニア NISA で投資を行うために子や孫への贈与を行う場合には、年 110 万円までの贈与税の基礎控除が適用されますが、例えば、ジュニア NISA で投資を行うための贈与については、この基礎控除とは別に贈与税を非課税とする措置を講じることにより、高齢者層に偏在する金融資産の世代間移転を後押しする効果が期待されます。

上記のとおり、ジュニア NISA に係る利便性の向上により口座開設を促進し、若年層における資産形成の支援を推し進める観点から、ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じることがを要望いたします。

【ジュニア NISA に係る制度改善】



② 企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること

職場積立 NISA は、役職員等が、職場を通じて給与・賞与から NISA 口座（一般・つみたて）に資金を拠出することで、事業主が自助努力による資産形成を支援し、役職員等の福利厚生を図る仕組みとして、導入が進んでいます（2017 年 12 月末時点で 8,685 社が実施¹⁾）。

職場を通じた資産形成支援制度としては、これまでも、確定拠出年金や財形貯蓄制度、従業員持株会制度などがありましたが、確定拠出年金では加入者が受給可能年齢に達するまで中途引出しが原則として認められておりません。財形貯蓄制度（年金・住宅）でも、目的外での払出しが基本的には課税されてしまうといった制限が存在しています。また、従業員持株会制度も、拠出した資金の運用先が自社株式や関連会社株式に制限されています。職場積立 NISA では、一般 NISA・つみたて NISA という引出しに制限のない制度を利用しているため、積み立てた資産を様々なライフイベントに活用できることに加えて、運用可能な資産も各 NISA 制度に準拠しているため、多様な商品の中から自らに適したものを選択することが可能です。

こうしたメリットから、職場積立 NISA は、大企業に比べて福利厚生が手薄になりがちな中小・中堅企業が、役職員等の資産形成支援のために導入するケースが多いとされています。また、職場積立 NISA を導入する事業主の中には、職場積立 NISA の拠出金に対して、一定の奨励金を付すことにより、役職員等の資産形成をさらに支援し、福利厚生の充実を図るケースも増えています。

しかし、現状、当該奨励金は給与所得とみなされて、所得税の課税対象となっているため、奨励金そのものは全て NISA 口座に拠出される一方で、給与から奨励金分の所得税が差し引かれます。すなわち、奨励金付与前よりも、奨励金に対する所得税分、手取り額が減少することになります。

より多くの勤労者が職場積立 NISA に取り組めるような環境を整備することは、NISA 制度の一層の普及に繋がり、家計の安定的な資産形成の促進と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大にも資するものと考えます。以上の観点から、職場積立 NISA において事業主から付与される一定の奨励金を非課税とすることを要望いたします。

【証券会社が取り扱う職場積立 NISA の実施状況 ¹⁾ (2019 年 7 月時点)】

	全 体	奨励金を実施
企業数	852 社	403 社
従業員数	470,784 名	12,454 名

(出所) 日本証券業協会

¹⁾ 事業主等が複数の NISA 取扱業者に委託をしていることも想定されるため「のべ数」となる。

③ NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

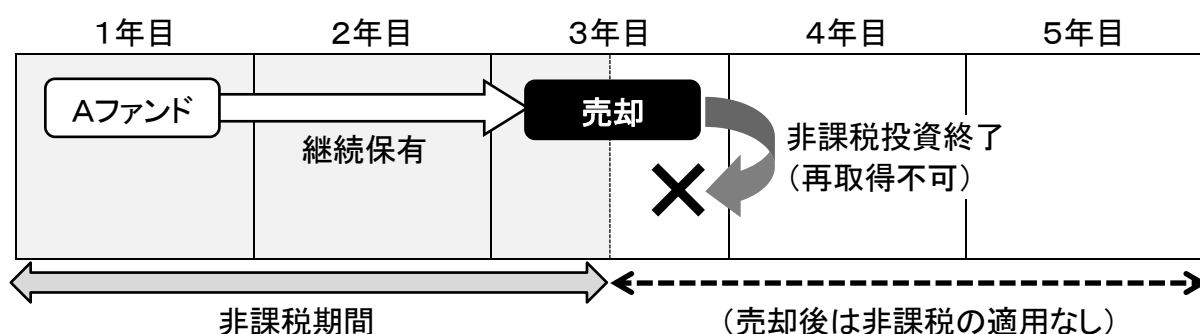
2014 年度から、上場会社の個人株主の数は 5 年連続して増加しており、2018 年度には延べ 5,473 万人と過去最大となっています。一般 NISA の口座開設者の約 4 割、つまり NISA では口座開設者の 6 割強が投資未経験者であることを勘案しますと、NISA 制度の導入によってこれまで上場株式等への投資を行っていなかった層が市場に参加した影響とも考えられます。引き続き、NISA 制度を投資未経験者にも安心して利用してもらえるようにするためには、よりわかりやすく、より使い勝手のよい制度としていくことが必要と考えます。

英国 ISA においては、非課税枠で購入した商品を売却して新たな商品を購入することにより非課税の適用を受ける商品を入れ替えることが可能ですが、NISA 制度では、一度費消した非課税枠を利用したの再取得が認められていないことから、投資者が長期投資を行ううえで重要なポートフォリオのリバランスが行えないという指摘があるところです。

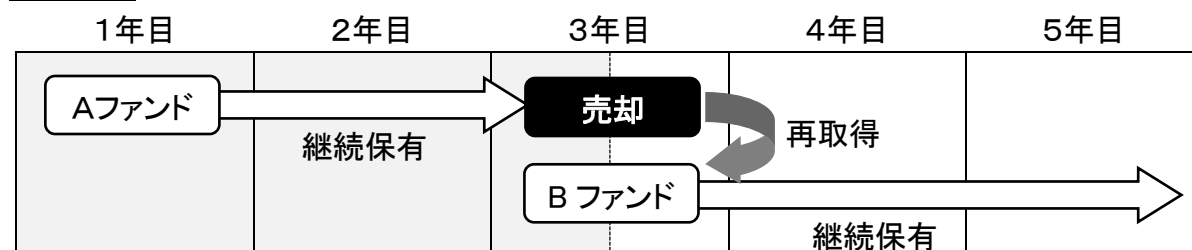
我が国においても、若年層をはじめとした国民の自助努力による資産形成を支援し、市場へのリスクマネーの供給をより一層促進する観点から、NISA 口座内の取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めることを要望いたします。

【再取得のイメージ(一般 NISA 又はジュニア NISA の例)】

＜現行＞



＜要望＞



3. 確定拠出年金制度の拡充等

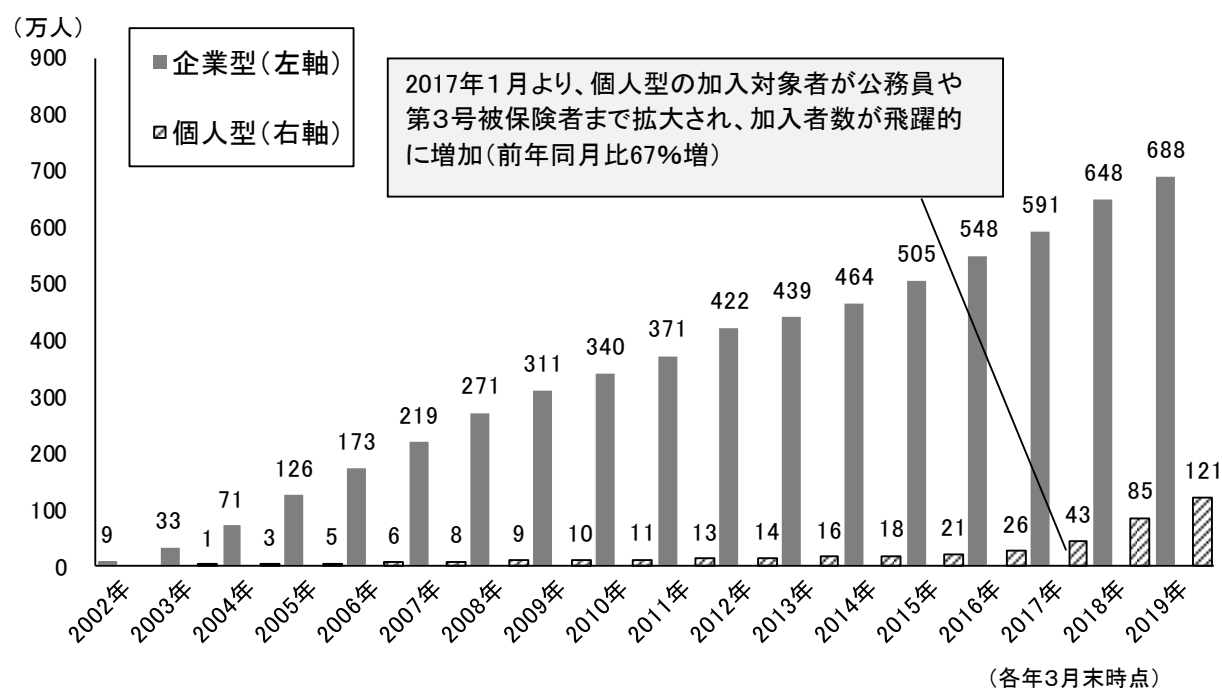
① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

総務省統計局の公表した「人口推計」（2019年1月1日現在）では、我が国の65歳以上の高齢者人口は3,562万人となり、総人口の28.2%にまで達しています。また、内閣府の「令和元年版高齢社会白書」では、2025年には高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が30.0%となり、その後も上昇を続けて2065年には38.4%となることが見込まれています。こうした中で、個人が老後の生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっています。2001年10月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度については、「企業型」を導入する企業が徐々に増えるなどの傾向が窺えるものの、「個人型」を含め未だ充分とはいえません。

確定拠出年金に係る積立金には、運用益ではなく資産残高に対して1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税されるところ、これまでは課税凍結の措置が講じられてきたため、2001年の制度開始から確定拠出年金の積立金に対して特別法人税が課税された実績はありません。仮に特別法人税の課税凍結が解除された場合、確定拠出年金の運用利回りが低下し、将来的な年金給付額が減少することも見込まれます。

勤労者等の老後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現するため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、2020年3月末をもって課税凍結されている積立金に係る特別法人税については撤廃するよう要望いたします。

【確定拠出年金の加入者数の推移（企業型・個人型）】



(出所)厚生労働省ウェブサイト

② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

- 拠出限度額の引上げ（特に 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
- マッチング拠出の弾力化
- 中途引出要件の緩和
- 加入者資格喪失年齢の引上げ
- 老齢給付金の支給要件の緩和等

2012 年 1 月から企業型の確定拠出年金制度においてマッチング拠出が認められ、これが所得控除の対象とされましたが、マッチング拠出の金額については、事業主拠出額との合計額が拠出限度額の枠内で、かつ、事業主拠出額の範囲内という制限があります。

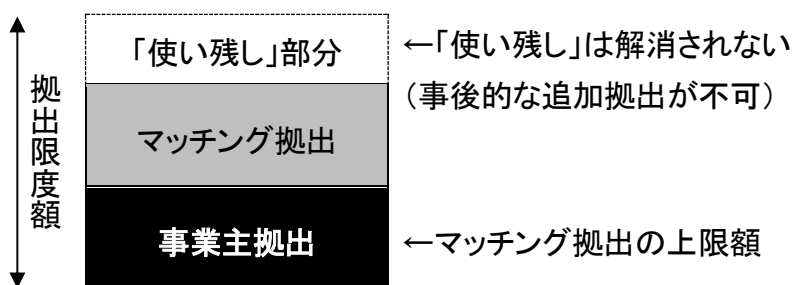
確定拠出年金の掛金の設定方法は、その多くが昇格・昇給に伴い掛金額の増えるタイプであるため、一般的に給与の低い若年期において掛金拠出額の「使い残し」が発生します。

また、確定拠出年金制度については、給付金の支払を受けるための加入期間要件が設けられている一方で、拠出した金銭については厳格な引出制限が設けられており、原則として 60 歳に達するまでは引出しが認められていないことが、特に十分な余剰資金を確保できない若年層において、制度への加入を阻害する要因の一つとなっているとの指摘もあるところです。

2017 年 1 月より、個人型確定拠出年金の加入対象者が国民年金第 2 号被保険者（公務員等）・第 3 号被保険者（配偶者等）まで拡大されたことや、愛称「iDeCo」の選定等の業界横断的な取組みにより新規加入者の数が飛躍的に増加している実態を踏まえれば、この流れを更に加速すべく、税制改正により、更なる制度の改善を図っていくべきと考えます。

確定拠出年金制度については、個人の自助努力による資産形成を後押しするとともに、公的年金制度を補完し、老後の生活を保障するための制度として一層の発展・改善が望まれることから、拠出限度額の引上げやマッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じることがを要望いたします。

【マッチング拠出の上限と「使い残し」の問題】



拠出限度額の引上げ及びマッチング拠出の上限撤廃により、「使い残し」問題を解消する。

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 上場株式（ETF 及び REIT 等を含む）及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること

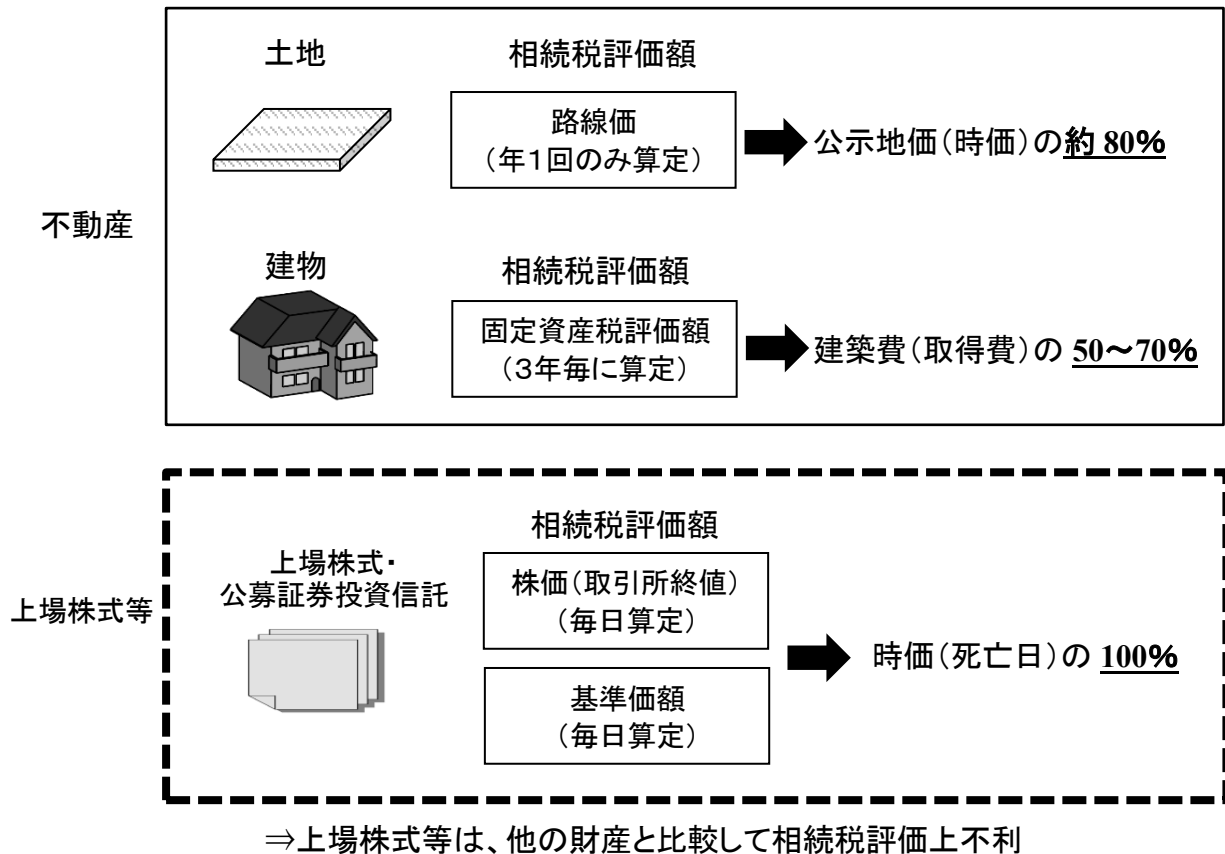
2013 年の相続税法の改正により、2015 年 1 月 1 日から、相続税に係る基礎控除額の大幅な引下げ（改正前：5,000 万円＋法定相続人の数×1,000 万円、改正後：3,000 万円＋法定相続人の数×600 万円）と最高税率の引上げが行われた結果、2015 年中の死亡者数に対する相続税の課税割合が前年の 4.4%から 8.0%に大きく上昇するなど、もはや相続税は一部の富裕層にのみ関係するものではなくなっているといえます。

相続が発生した場合、上場株式等に係る相続税評価額については、死亡日の終値、死亡日の属する月の平均株価、死亡日の属する月の前月の平均株価又は死亡日の属する月の前々月の平均株価のうち最も低い価格により評価されるにもかかわらず、相続人が相続財産を取得するのは相続税の申告後となることから、上場株式等については、預貯金等と異なり、相続の発生時から相続税に係る申告が完了するまでの間は価格変動リスクに晒されることとなります。しかし、相続税評価ではこのリスクが考慮されないために、他の資産と比較して不利な立場におかれているといえます。

上場株式等の財産評価の時期については、現行の取扱いでは、課税時期以前 3 か月間の取引価格が相続税評価に反映されていますが、相続開始後の状況の変化を斟酌する取扱いはないため、相続開始直後に株価が下落した場合であっても、相続税評価額は修正されません。また、相続税が財産課税であり、相続財産を処分して納税することを想定すると、相続開始後に株価が大幅に下落した場合、現行の取扱いでは納税が困難になることもあり得ることから、上場株式等に係る相続税評価額の算定にあたっては、相続発生前における価格の変動（急騰）に配慮するだけでなく、相続発生後の価格の変動（暴落）にも配慮する必要があると考えます。

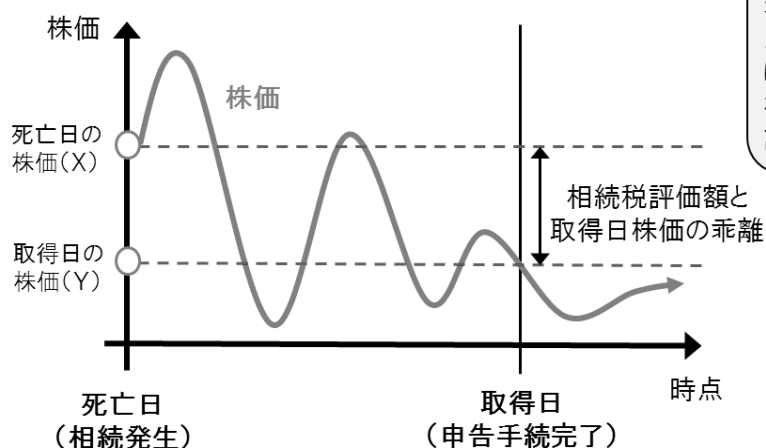
財産間の相続税評価の不均衡を是正し、相続に伴う株離れを抑制する観点から、上場株式等については、相続税に係る申告が完了するまでの期間（最長 10 か月）における価格変動リスクを考慮して、現行の相続税評価額の評価期間（死亡日の終値、死亡日の属する月の平均株価、死亡日の属する月の前月の平均株価、死亡日の属する月の前々月の平均株価の最低価格）について、例えば死亡日の属する月の 12 ヶ月前までの各月の平均株価や、死亡日の前年の年平均株価、死亡日の属する月以前 2 年間の平均株価を加えることを要望いたします。

【不動産と上場株式等の相続税評価額の比較】



【上場株式等の相続税評価】

○上場株式は日々株価が変動するため、相続税評価額(死亡日の終値等)と相続財産取得時の株価が乖離する可能性がある

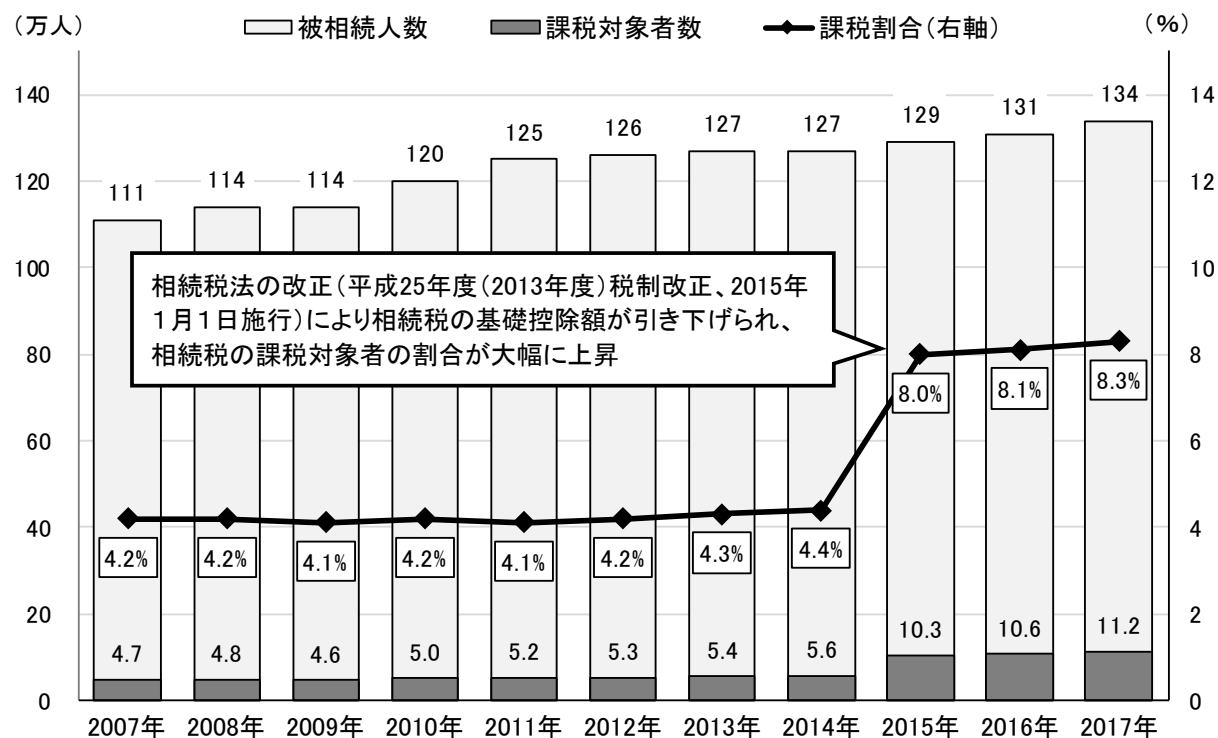


現行制度上、左のケースでは、相続人が取得した時点で上場株式の株価はYまで下落しているにもかかわらず、相続財産としては死亡日の株価Xで評価される



価格変動リスクが考慮されておらず、他の資産と比較して不利な取扱いとなる

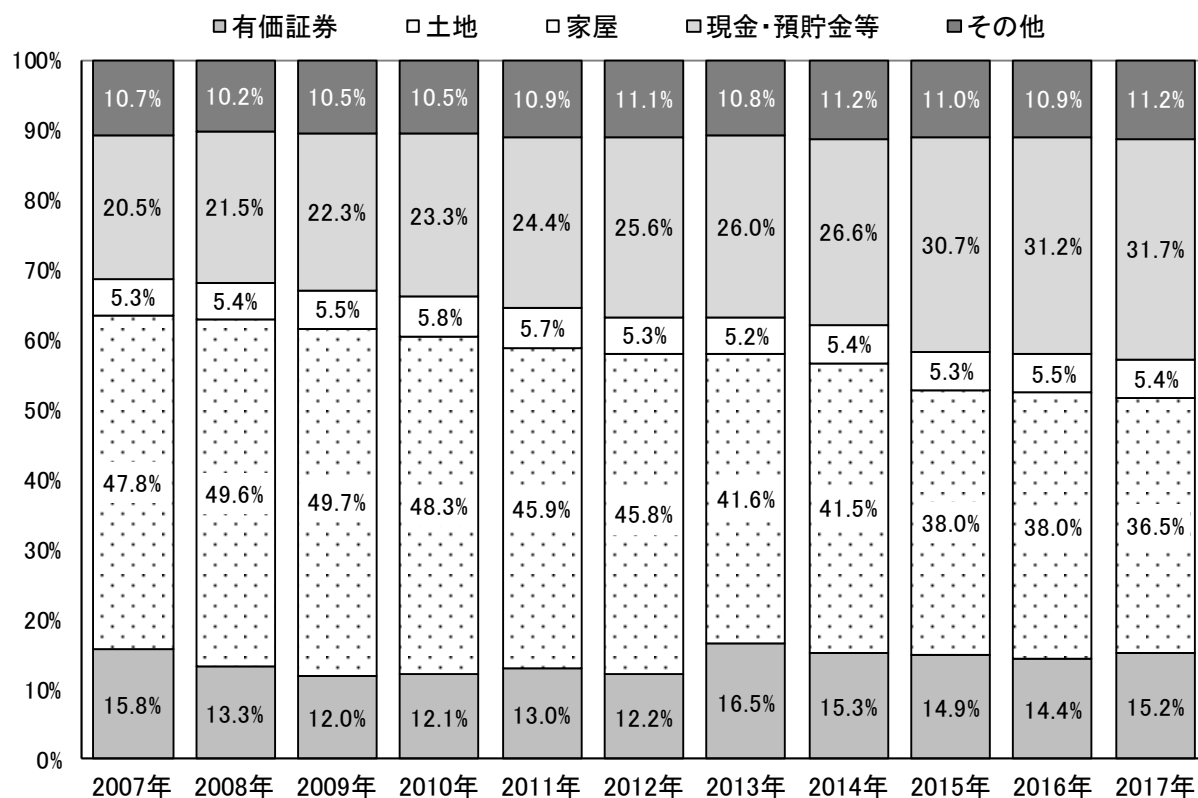
【相続人の数並びに課税対象者の数及び割合の推移】



(出所)国税庁「平成 29 年分の相続税の申告状況について」

【相続財産の総額と内訳の推移】

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
総額 (兆円)	11.7	11.8	11.1	11.5	11.7	11.7	12.5	12.4	15.6	15.9	16.7



(出所)国税庁「平成 29 年分の相続税の申告状況について」

- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

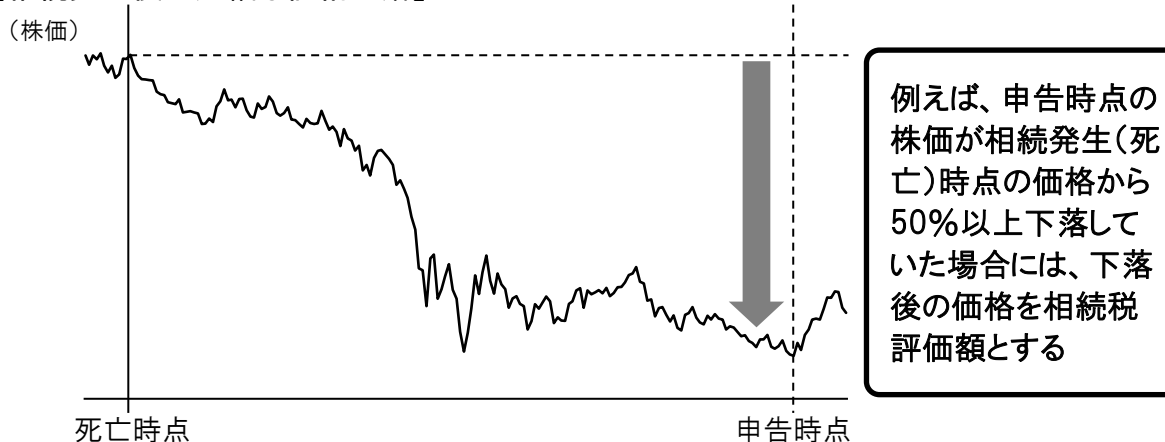
相続が発生した場合、上場株式等に係る相続税評価額については、時価を基準として評価されることとなっており、相続発生後に価格が大幅に下落した場合であっても、相続税評価において当該下落は考慮されないこととなっています。

一般的に、相続の発生から相続税の納付手続きが完了し、相続人が相続財産を自由に処分できる状態となるまでには数か月の期間を要することとなりますが、この間に相続財産である上場株式等の価格が大幅に下落しても相続税評価額は減額されないことから、相続発生後の大幅な価格下落により、相続人が相続税の納付に窮する場面が生じることが想定されます。また、価格変動リスクを考慮しない相続税評価を理由として上場株式等の保有が回避されることとなれば、我が国金融資本市場へのリスクマネーの供給が減少し、ひいては経済成長にもマイナスの影響を与え得るものと考えます。

一方で、相続時からの価格下落時の救済的な措置として、米国では財産価格の調整規定（評価は原則として死亡日における時価に基づいて行われるが、遺言執行者は代替的に6か月評価を用いることができる。）が存在し、英国では相続税額の調整規定（遺言執行人が遺産のうち上場株式等の一定の適格証券を死亡日から一定期間内（適格証券は12か月以内）に行う譲渡について、譲渡金額が相続税の課税価格より下落している場合には相続税額が調整される。）が存在しています。

つきましては、急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等の価格が相続発生から相続税の申告までの間に著しく下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じることを要望いたします。

【相続発生後の大幅な価格下落】



2008年のリーマンショック時には、日経平均株価が10か月の間に最大で51.9%下落した実例がある

- ③ 世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば５年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること

平成 29 年度税制改正において、相続財産となった上場株式等の価格が相続時から申告期限までの間に急激に下落した場合、納税資金を確保できなくなるという事態への対応策として、相続税の物納制度の拡充が行われています。しかし、2017 年度における物納制度の利用実績を見ると、拡充の成果が国民には十分に浸透していない状況にあります。

また、相続の場面では、上場株式等を相続により取得した相続人が、相続税の支払い等のために、相続した上場株式等を相続直後に売却してしまうケースが多く見受けられます。家計の金融資産が高齢者に偏在している我が国の現状を踏まえると、相続が発生する度に株式の売却がなされることは、世代間の円滑な資産移転を阻害し、家計の株式保有率の減少に繋がるのが危惧されます。また、政府等が推進する「貯蓄から資産形成へ」も進展せず、証券市場のより一層の活性化や市場への成長資金（リスクマネー）供給の障壁となり得ると考えられます。

未だかつてない急速な高齢化によって大相続時代を迎える中、世代を超えた資産形成を促進し、家計による株式の長期保有を後押しするとともに、物納制度を国民に広く浸透させるため、相続人が相続により取得した上場株式等については相続人からの物納の申告により一定額を上限として証券会社の専用口座（相続税納付準備口座（仮称））において分別管理し、当該上場株式等の物納申告分に係る相続税等は利子税を免除したうえで納税猶予を認めるとともに、猶予期間（例えば５年間）終了時点において、相続税額が納付されなかった場合には、当該上場株式等が物納される措置を要望いたします。

【物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額】

年度	年度中の増加数量 (千株)	年度中の増加額 (億円)	(参考)相続税の物 納許可件数
2013 年度	1,185	2	132
2014 年度	4,248	254	88
2015 年度	71	0	69
2016 年度	1,566	16	114
↓ 物納制度の拡充(平成 29 年度税制改正) ↓			
2017 年度	253	6	47

(出所)財政金融統計月報

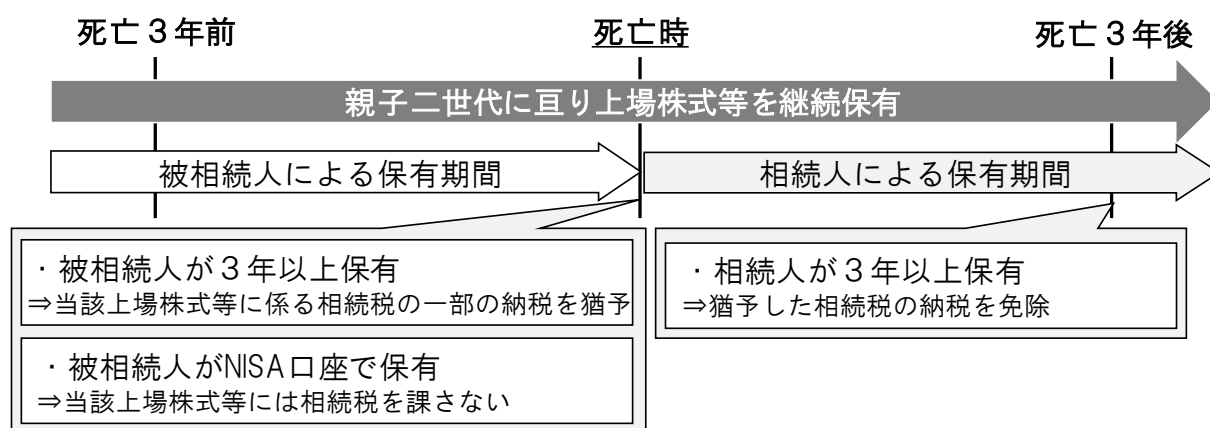
- ④ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
- 被相続人が相続発生の日から3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については、相続税を非課税とすること

相続税は、相続、遺贈等により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税標準として課税されるものであり、被相続人の蓄積した財産を相続開始の時点で精算する、いわば所得税の補完税としての機能や富の過度の集中を抑制する再分配機能を有しており、贈与税については、相続税を補完し、相続税負担の回避を防止する役割を果たしているといえます。

このように、租税の公平性という観点からは、相続税及び贈与税が一定の役割を果たしていることが認められるものの、2015年より、相続税に係る基礎控除額が大きく減額されています。また、相続の現場においては、被相続人が上場株式等に投資していた場合であっても、相続によりその上場株式等を取得した相続人が相続税負担や価格変動リスクを嫌気し、取得した上場株式等を相続直後に売却してしまう、いわゆる相続に伴う株離れが少なくないとの指摘があります。

我が国における金融資産の多くが高齢者世帯に集中している実情を踏まえると、証券市場のより一層の活性化を図るには、相続人に継続して上場株式等を保有するインセンティブを与え、相続に伴う株離れに一定の歯止めをかける施策として、例えば、親子二世代にわたって上場株式等を一定期間保有することを要件に、その上場株式等の相続・贈与に係る相続税や贈与税を軽減する措置を講じることが要望いたします。

【親子を通じて一定期間継続保有する上場株式等に係る相続税の優遇措置】



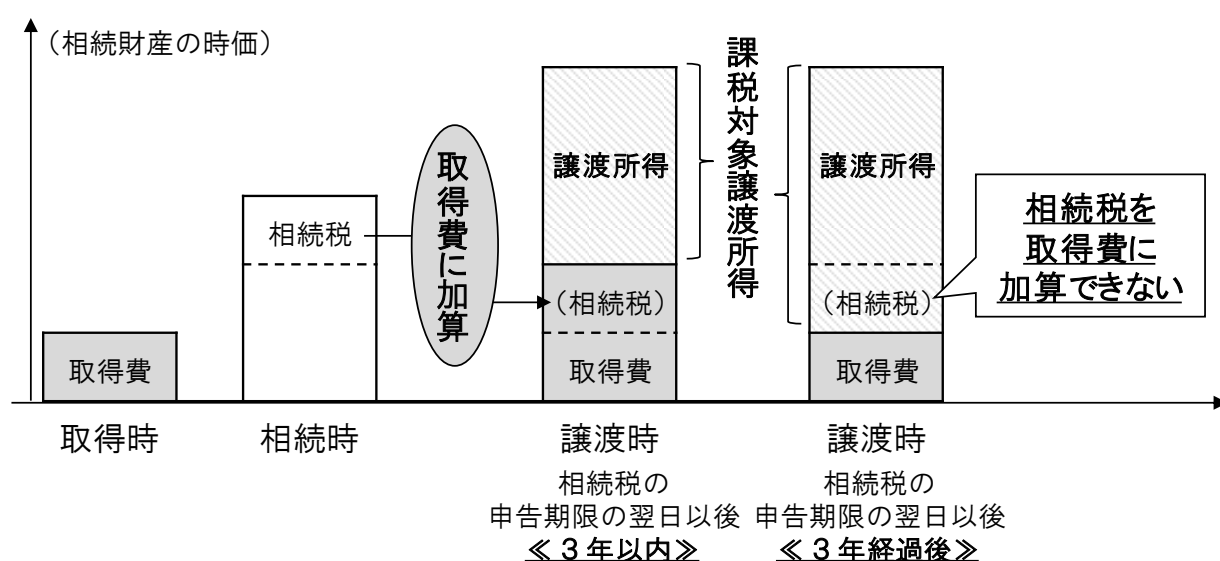
⑤ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

相続人が相続した相続財産を売却し譲渡所得を計算する場合、相続税の申告期限の翌日以後3年以内の売却であれば、租税特別措置法第39条の規定により、確定申告を行うことで、当該相続財産に係る相続税額を、売却によって発生した譲渡益の額を上限として当該相続財産の取得価額に加算できる特例措置が講じられております。

この特例は、相続財産の処分が相続の直後に行われた場合と、相続税納付のために行われる場合には、納税者は相続税と譲渡所得税の二重課税を受ける印象を持つとの指摘を受け、納税者の納得を得られない面をしん酌するため等の税制上の調整措置とされています。一方で、この特例の適用は相続税の申告期限の翌日以後3年以内に売却を行ったものに限られているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因になっているとの指摘があります。

我が国における金融資産の多くが高齢者世帯に集中している実情を踏まえれば、相続された上場株式等もこの特例の適用要件により早期売却を促されることとなるため、この適用要件が、いわゆる相続に伴う株離れを加速させる要因の一つとなっていると考えます。相続に伴う株離れの要因を排除することで証券市場のより一層の活性化を図るとともに、相続人が中長期的な視点で自らの投資・資産形成を行えるようにする観点から、本特例の対象となる譲渡について、相続税の申告期限の翌日以後3年以内に行われたものとする適用要件を撤廃することを要望いたします。

【相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例のイメージ】



（注）1 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額を上限とする。

2 取得費加算の特例を受けるには確定申告を行うことが前提となる。

⑥ 上場株式等を一定の時点から 10 年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば 50%）減額する措置を講じること

我が国株式市場においては、バブル崩壊以降の株式持合いの解消や近年のコーポレートガバナンス改革の進展等により、金融機関及び事業法人による株式保有比率が低下しており、その受け皿として期待された個人の株式保有比率も伸び悩んでいます。一方、海外投資家の株式保有比率は大幅に上昇し、流通市場においても、東京証券取引所売買代金全体の約 7 割を占めるなど、我が国株式流通市場は海外投資家の動向に大きく左右されやすい状況にあります。このような状況を踏まえ、上場会社においては、長期安定株主の獲得に向け、個人向け IR の強化や株主優待の導入等、個人株主獲得に向けた取組みを実施する企業が増加しています。

一方、我が国の家計においては、金利低下による利子収入の減少に伴い金融所得が縮小するものの、依然として金融資産の過半は預貯金に集中したままであり、平均利回りが上昇している上場株式等へのシフトは進展していません。また、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、不動産等の資産と比較すると相続財産としての魅力に乏しいため、国民の資産選択に歪みを与え、安定的な資産形成を働きかける上でのマイナス要因となっているとの指摘もあります。

個人、特に高齢者による上場株式等の取得及び長期保有を促進することによって、特に高齢者世帯は配当収入増加の恩恵をより一層享受することが可能となり、老後の可処分所得（金融所得）の確保に繋がると考えられます。また、国民の資産選択に歪みを与えていた、相続を契機とする株離れが抑制され、世代を超えた国民の安定的な資産形成に資することが期待できます。加えて、株式市場の需給構造を改善するとともに、上場会社による安定株主獲得に向けた取組みを支援する効果が見込まれます。

以上の観点から、上場株式等を一定の時点から 10 年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば 50%）減額する措置を講じることが要望いたします。

【投資部門別株式保有比率の推移】

	金融機関	事業法人等	外国法人等	個人・その他
①1990 年度	43.0%	30.1%	4.7%	20.4%
②2018 年度	29.6%	21.7%	29.1%	17.4%
差分 ②－①	▲ 13.4%	▲ 8.4%	＋24.4%	▲ 3.0%

（出所）東京証券取引所「株式分布状況調査」より、日本証券業協会作成

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

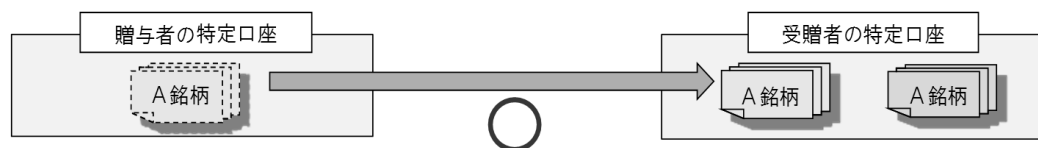
現行制度上、贈与により贈与者の特定口座から受贈者の一般口座への移管を行う場合には税制上の制約はありませんが、贈与により贈与者の特定口座から受贈者の特定口座への移管を行う場合については、受贈者の特定口座に移管される上場株式等と同一の銘柄があるときは、贈与者が特定口座で保有する当該銘柄の一部のみを移管することはできないこととなっています。これは、一般的には、特定口座間で同一銘柄の一部贈与を行うことによって受贈者における取得価額を意図的に調整することを防ぐ観点から措置されているものと理解されております。

しかしながら、これによって、例えば、特定の銘柄を大量に保有している祖父母等が、当該銘柄を子や孫に複数回に分けて贈与することを希望するケースや、親から複数の子に対して保有銘柄を均等に贈与する際、たまたま子の一人が当該銘柄を保有していた場合など、取得価額を調整する意図を持たない移管まで制限されてしまうこととなり、投資者の利便性を著しく低下させているとの苦情が多く寄せられています。

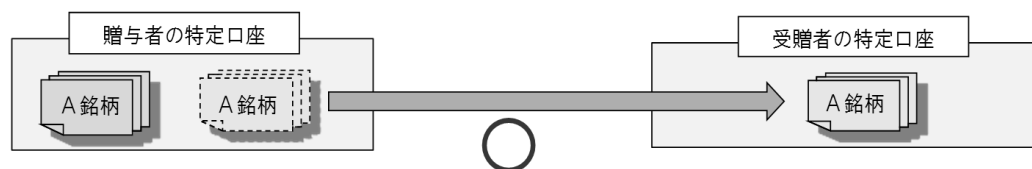
また、MRF等の日々決算型の公社債投資信託は取得価額が常に1口1円となるため、取得価額の調整を行う余地がないことから、商品の特性や贈与の性質にかかわらず、一律に特定口座間の一部移管を制限することは、かえって制度上の不公平感を強めることにつながりかねません。

特定口座の利便性をさらに向上させ、世代間の資産移転を促進する観点から、受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすることを要望いたします。

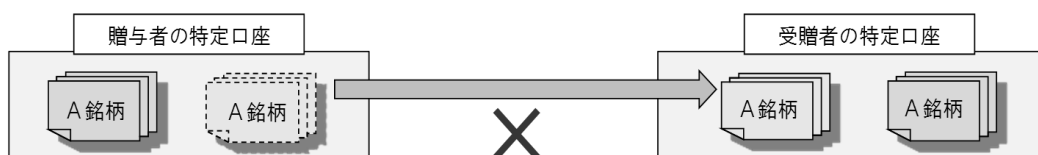
【特定口座間の贈与】



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は可能



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は可能



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は不可

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）
- （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
- （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

個人投資家を取り巻く環境は日々変化しており、金融資本市場・経済のボーダーレス化や新たな金融商品の開発等に伴って、投資手法の多様化が進んでいます。こうした中で、個人投資家が長期的な視野を持って金融商品に投資することを可能とするためには、安定的でわかりやすい税制とすることが重要であり、金融商品間の中立性に配慮し、個人投資家のリスク許容度を高めることができる制度整備として、金融所得全般に対する一体課税について、その促進を図る必要があると考えます。

金融所得課税一体化の進展により、2016年1月より、公社債や公社債投資信託に係る損益について株式や株式投資信託と通算することが可能となっており、また、投資リスクの分散・軽減のためには、性質や特徴の異なる様々な金融商品を活用したヘッジ取引が不可欠であることを踏まえれば、デリバティブ等の金融商品から生じた損益についても、株式等の譲渡損益との通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられます。

また、与党「平成31年度税制改正大綱」においては、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する」との記述が盛り込まれています。

以上を踏まえ、現行税法上は総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含みます。）の差金等決済に係る雑所得や私募株式投資信託等（会社型投資信託を含みます。）の配当等を申告分離課税としたうえで、デリバティブ取引全般を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座におけるデリバティブ取引の取扱いを可能とする措置を講じることを要望いたします。

また、その実施に際しては、投資者及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けることをあわせて要望いたします。

【デリバティブ取引に係る金融所得課税一体化のイメージ】

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

損益通算の範囲をデリバティブ取引等や預貯金等にまで拡大

特定口座での取扱い

	特定口座での取扱い
上場株式・公募株式投信	可能
特定公社債・公募公社債投信	可能
デリバティブ取引等	対象外

特定口座での取扱いを可能とする

【デリバティブ取引の範囲の概要】

市場デリバティブ取引 (国内取引所における取引)

先物取引

- ・ 上場有価証券関連先物取引
(株価指数等先物取引、債券先物取引、取引所証券CFDなど)
- ・ 上場商品先物取引(金先物取引、原油先物取引など)
- ・ 取引所FX など

オプション取引

- ・ 上場有価証券関連先物オプション/現物オプション取引
(株価指数等オプション取引、有価証券オプション取引など)
- ・ 上場商品先物オプション/現物オプション取引
- ・ 上場通貨オプション取引 など

スワップション、クレジットデリバティブ取引、など

店頭デリバティブ取引

先渡取引

- ・ 店頭証券CFD
- ・ 店頭商品CFD
- ・ 店頭FX など

オプション取引

- ・ 店頭有価証券関連オプション取引
- ・ 店頭商品オプション取引
- ・ 店頭FXオプション取引(バイナリーオプション含む) など

スワップション、クレジットデリバティブ取引など

外国市場デリバティブ取引
(海外取引所における取引)

上場カバードワラント
店頭カバードワラント

海外金融商品市場上場
カバードワラント

(注) 網掛けの商品内で損益通算可能(申告分離課税)
網掛けのない商品は総合課税

② 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

金融所得に対する課税のあり方に関しては、与党「平成 31 年度税制改正大綱」において「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」旨が記載されています。

金融所得に対する課税の見直しに際して、政府税制調査会の資料によれば、主に北欧諸国で実施されている二元的所得税（個人の所得を「勤労所得」と「資本所得」に大別したうえで、資本所得は勤労所得よりも低い一定税率（勤労所得の最低税率及び法人税率と等しく設定）により課税する方式）の考え方が示されています。全ての金融所得を通算したうえで、一律に「資本所得」として課税すること自体は、金融所得課税一体化の趣旨に沿うものといえますが、我が国の法人実効税率は段階的に引き下げられているものの、依然として金融所得の税率より高い水準にあることや、我が国の勤労所得の最低税率は金融所得の税率よりも低いことを踏まえると、北欧諸国の考え方を単純に適用することは適当ではないと考えます。

また、我が国では、2013 年 12 月末に上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る軽減税率（10%）が廃止され、2014 年 1 月 1 日から税率が 20%に引き上げられたばかりです。

さらに、本年 10 月に消費税の税率引上げが行われた状況で金融所得に対する税率を引き上げるようなことがあれば、金融商品の取引が縮小し、市場への資金供給が停滞して経済成長にマイナスの影響を与えることも危惧されます。

そもそも、全納税者の 98%を占める「給与所得 1,200 万円以下」の層にとっては、金融所得の税率（所得税 15%）が給与収入に対する所得税の実効税率を上回っているため、金融所得の税率引上げは格差を是正するどころか、むしろ「大衆増税」となるおそれがあります。さらに、金融資産の保有者には高齢者が多いと考えられるところ、収入を年金や金融所得に依存する高齢者層にとって金融所得の税率引上げは大きなダメージとなるおそれがあることから、「高所得者層への課税強化」を大義名分とした税率引上げは、その実態からすると国民の納得感を得ることは難しいのではないかと考えます。また配当に支えられている家計の金融所得が損なわれれば、成長と分配の好循環に水を差し、デフレ脱却にも障害となるおそれもあります。

昨今、国民の自助努力を促す観点から、「貯蓄から資産形成へ」を支援する施策が相次いで実施されている中で、金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念があることに十分に留意することを要望いたします。

【金融所得(上場株式等に係る税率の変遷)】

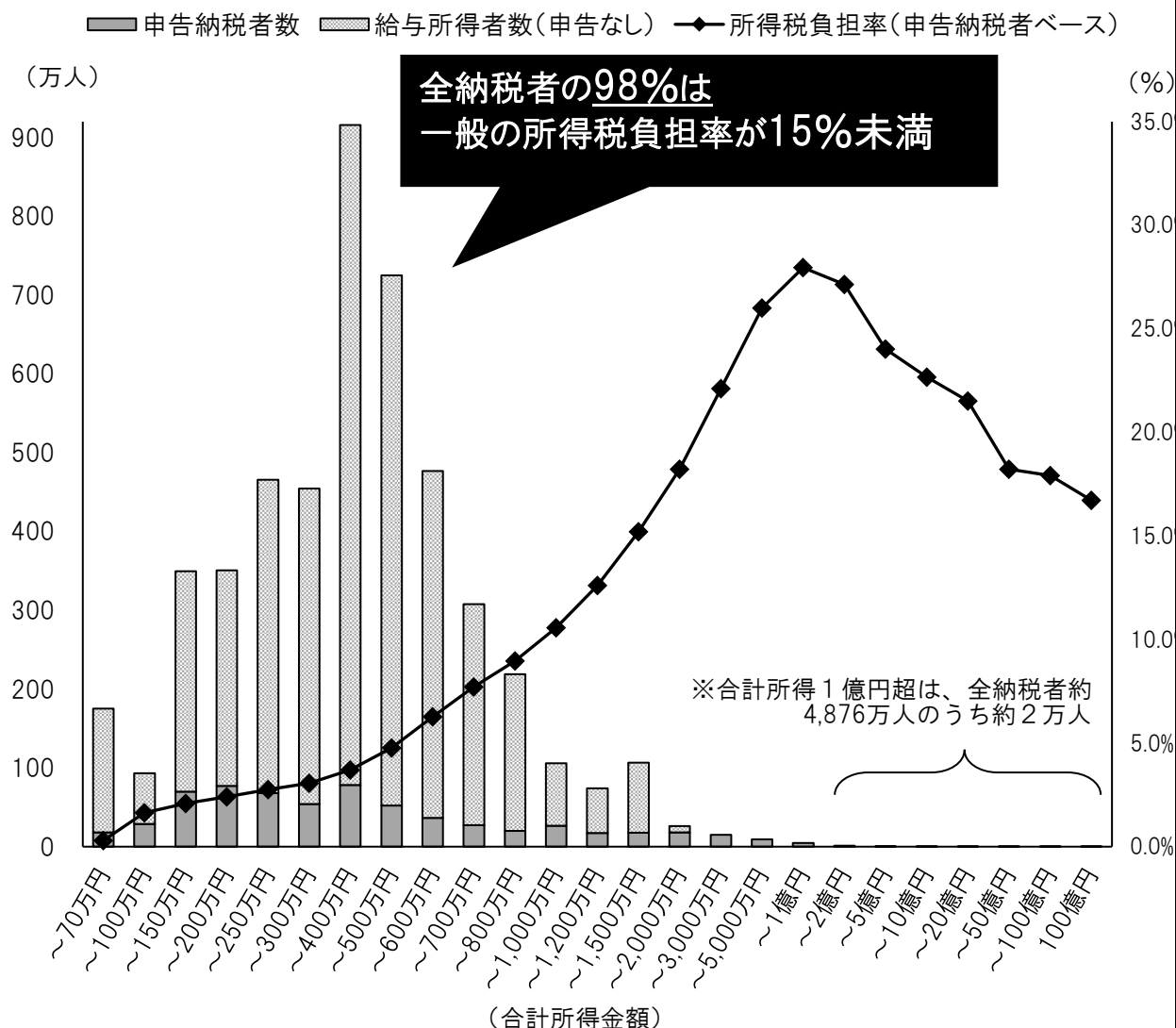
	～1988 年	1989 年～	2003 年～	2014 年～
株式譲渡益課税 (税率)	原則非課税	みなし利益率5%× 税率 20%の源泉分離 (申告分離:26%)	10%～	20%～
	～2002 年		2003 年～	2014 年～
配当課税 (源泉徴収税率)	20%		10%～	20%～

(注) 1. 上記税率には地方税を含む。

2. 1996 年以降のみなし利益率は 5.25%。

3. 2013 年以降は復興特別所得税が加算される(上記では考慮していない)。

【(参考)給与所得の実効税率と金融所得の税率(2018 年分)】



(注) 全納税者(約 4,876 万人)の状況。

(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」、「申告所得税標本調査」をもとに日本証券業協会試算

- ③ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

2014年6月24日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－』において、大企業を巻き込んだベンチャー支援の施策の一つとして「種類株式活用促進策の検討」が掲げられています。東京証券取引所においても、同年7月、議決権種類株式に係る上場審査の明確化のための上場審査等に関するガイドラインの一部改正を行うなど、上場会社による種類株式の活用のための環境整備が図られているところです。

また、2015年7月に発行されたトヨタAA型種類株式は、取引所に上場していない非上場株式であるものの、発行会社による取得条項や普通株式への転換条項、配当年率の累積条項等を付した形で公募により発行され、投資者から高い支持を得ることとなりました。

こうした種類株式を活用した企業の新たな資金調達手法や株主還元策の実施については、今後、より多くの企業で導入されることが想定されますが、現行税法上、非上場の種類株式については、配当金について総合課税され、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができず、その譲渡所得についても、上場株式等の譲渡所得等との損益通算や、譲渡損失に係る配当所得との損益通算及び繰越控除の適用ができないこととされています。

種類株式が非上場であっても、上場会社が発行するものであれば、情報開示の適時性・適切性は確保されています。また、2016年1月1日以後、公募社債等についても「上場株式等」として損益通算の範囲に含まれることになったことを踏まえれば、非上場株式であっても、「上場株式等」のグループに含まれるものとして、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の適用対象とする余地はあるものと考えられます。

我が国資本市場における種類株式の活用を一層促進し、発行会社における多様な資本政策の実現に資する観点から、非上場株式（国内金融商品取引所に上場する企業が発行し、その募集が公募により行われているものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めることを要望いたします。

【上場株式と非上場株式の税務上の取扱いの差異】

	上場株式	非上場株式
配 当	申告分離課税、申告不要、 総合課税のいずれか	総合課税のみ
譲渡損益	申告分離課税	申告分離課税
損益通算	上場株式等間のみ	非上場株式等間のみ
譲渡損失の繰越控除	適用可	適用不可
特定口座・NISA 口座	取扱い可	取扱い不可

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

○ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

我が国の個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況を踏まえると、利益に対する課税の軽減だけでなく、損失が生じた場合の救済措置を設けることにより、個人投資家の市場参加を促進することは、金融資本市場を活性化するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大するために、極めて重要であると考えます。

取引所に上場されている株式は、個社の決算の状況や市況全体の影響により価格が大きく変動するため、上場株式等への投資は相場の変動によって利益を上げることもあれば損失を被ることもあり、投資を継続する場合はこの繰り返しとなることに留意する必要があります。したがって、投資者の裾野を広げ、個人投資家の継続的な市場参加を促すためには、上場株式等の譲渡損益への課税は、利益にも損失にも公平・中立な取扱いをすること、すなわち損益通算が極めて重要であると考えます。つまり、利益についてその全額を対象に譲渡益課税を行うのであれば、損失について、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない部分を翌年以降へ繰り越し、課税年度を超えて損益通算を行うことを可能とする措置が必要不可欠であると考えます。

現行制度においては、上場株式等の譲渡損失について3年間の繰越控除及び配当等との損益通算が認められておりますが、株価の下落により大きな損失を被った投資者にとって3年間の繰越控除期間は十分ではなく、個人投資家に発生した譲渡損失の多くが、繰越控除されることなく3年間の期限を迎えているという実態があります。

投資者がリスクを取りやすい市場環境を整備し、「貯蓄から資産形成へ」の施策をさらに推し進める観点から、現行の上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（3年間）を延長するよう要望いたします。

【上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除期間の延長】

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】2016年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2019年まで)の繰越が可能

【問 題 点】上図のように、500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2020年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)について延長していただきたい

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

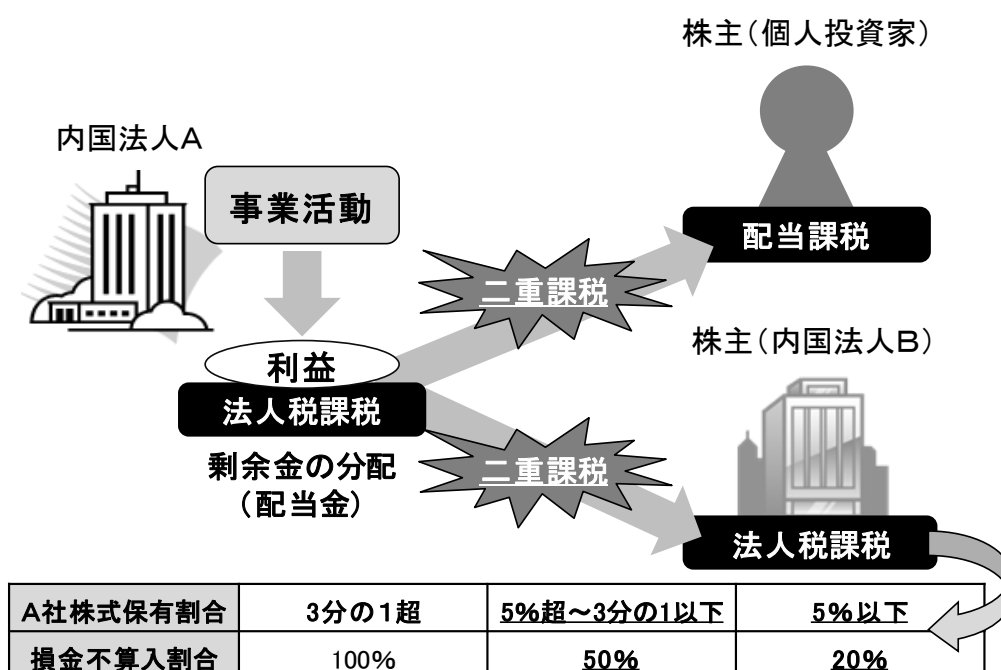
企業が行う利益剰余金の配当は、税引き後の利益を原資としているため、配当金の支払いを受けた個人又は法人において配当金に課される所得税又は法人税は、本来的に二重課税であるといえます。この点、個人が確定申告を行って配当金について総合課税を選択した場合の配当控除や、配当金の支払いを受けた法人における益金不算入規定など、現行法令上においても二重課税を調整するための一定の措置が講じられておりますが、いずれも二重課税を完全に解消するものとはなっておりません。

また、2014年より上場株式等の配当所得に係る税率が引き上げられたほか、平成27年度税制改正により法人の益金不算入規定に係る不算入割合が引き下げられるなど、足元では配当金への課税を強化する方向の制度改正が行われており、二重課税への懸念は一層強まっている状況にあります。

二重課税の調整を徹底することにより法人や個人が受け取る配当金の手取り額が増加すれば、その分の資金は新たな投資に回されることが想定され、これが法人における積極的な設備投資や個人における市場へのリスクマネーの供給につながり、結果として、経済成長に伴う企業収益及び個人所得の上昇という望ましい形での税収増加に資するものと考えられます。

個人及び法人における積極的な投資を後押しし、成長と分配の好循環を実現する観点から、配当の二重課税排除の徹底を図るための法人税と所得税の二重課税を調整する措置として、例えば、配当所得の課税標準額については受取額の2分の1の金額とすることを要望いたします。

【配当に係る二重課税(イメージ)】



4. エンジェル税制の拡充

- エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

2017年6月9日に閣議決定された『未来投資戦略 2017－Society 5.0 の実現に向けた改革－』では、「Society 5.0 に向けた横割課題」として、「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」が掲げられ、その中ではベンチャーへの成長資金供給体制が弱い点が指摘されています。また、2019年6月21日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、中小企業・小規模事業者の生産性向上の観点において、「地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組を検討する」ことが掲げられました。

我が国においては、ベンチャー企業に対する資金供給を促すために、ベンチャー企業に投資を行う個人投資家（以下、「エンジェル投資家」といいます。）に対して、投資額について所得控除が適用される優遇措置Aと、株式譲渡益から投資額が控除される優遇措置Bからなるエンジェル税制が既に導入されています。しかし、本制度を通じて行われた投資額は年間 25 億円（2015 年度）に留まっており、あまり普及が進んでいない状況です。

エンジェル投資家に資金拠出を促し、ベンチャーへの成長資金供給体制を強化する観点から、エンジェル税制の適用要件の緩和を要望いたします。例えば、優遇措置Aについては、現在、設立後3年未満とされている適用要件を設立後5年未満にまで拡大するとともに、営業キャッシュフローが赤字であることとの要件を撤廃すること等を求めます。

また、現在は、投資事業有限責任組合のみが経済産業大臣からの認定を受けた業者として、エンジェル税制の対象判断をすることで、適用要件の緩和や適用手続きの簡素化が行えるようになっています。ベンチャーとエンジェル投資家のマッチングをさらに活性化させる観点から、株式投資型クラウドファンディングの仕組みを活用するために、第一種少額電子募集取扱業務を行う業者も、経済産業大臣の認定対象として含めることを要望いたします。

【エンジェル税制の拡充要望のポイント】	
＜現行＞	＜要望＞
優遇措置Aの企業要件	
・設立後3年未満の中小企業 ・営業キャッシュフローが赤字	・ <u>設立後5年未満にまで拡大</u> ・ <u>営業キャッシュフローの赤字要件は撤廃</u>
優遇措置A・B共通の企業要件	
・外部の資本を6分の1以上受入れている ・常勤の従業員が最低1名以上	・ <u>外部資本要件を 10 分の1以上まで緩和</u> ・ <u>常勤の要件は撤廃</u>
認定業者の範囲と権限	
・投資事業有限責任組合のみが対象 ・優遇措置Bの要件が緩和される	・ <u>第一種少額電子募集取扱業務まで拡大</u> ・ <u>優遇措置Aの要件も緩和可能とすること</u>

5. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

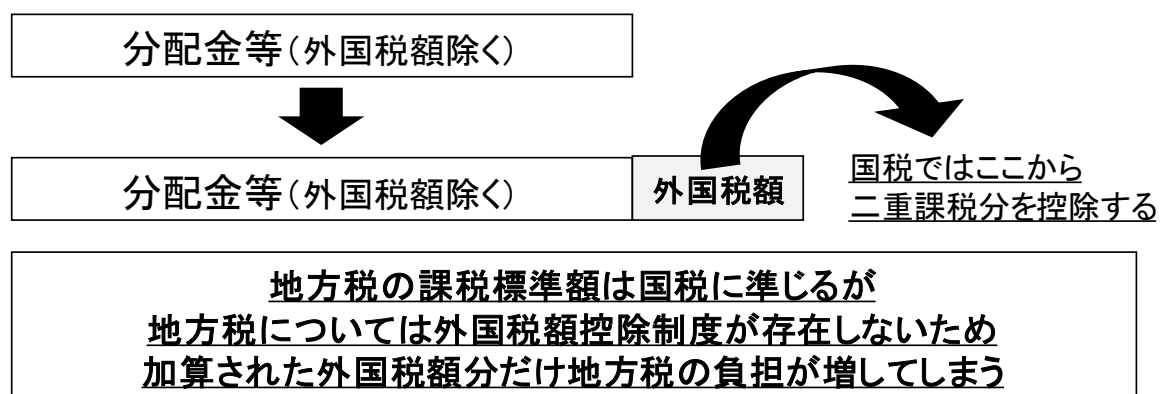
これまで投資信託等が外国で納付した税額については、これらの投資信託等の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除することによって二重課税調整がされていましたが、一般に、公募株式投資信託の収益の分配のように、外国税額を納付した者（投資信託等の投資信託財産の名義人である信託銀行）と源泉徴収義務者（支払の取扱者である証券会社等の販売会社）が異なる場合は、外国税額控除の適用ができませんでした。

この点について、平成30年度税制改正によって、2020年1月以降、外国税額を納付した者と源泉徴収義務者が異なる場合でも外国税額控除制度が適用されることとなり、令和元年度税制改正においては、実務の負担軽減の観点から、控除外国税額の計算方法や適用要件等の見直しが行われています。

外国税額控除制度では、投資家が受け取る分配金額に投資信託等が外国で納付した税額を加算した額（以下、「グロスアップ額」といいます。）を用いて、国内における源泉徴収額を計算し、そこから二重課税に相当する分を控除することとされています。住民税の計算において、この外国税額控除制度は適用対象外となっていますが、一方で、税額計算の基礎となる課税標準額は国税に準じてグロスアップ額を用いることとなっています。このため、投資家においては、加算された外国税額分だけ、住民税の負担が増してしまうことになります。

昨今の経済のクロスボーダー化の進展に伴い、投資信託等による海外資産への投資が増加していけば、外国税額控除制度の利用も増加することが予想されますが、先述のように、国税（所得税）と地方税（住民税）では外国税額控除制度の取扱いに差異が生じることとなります。この状況を改善し、投資家の負担増を防ぐ観点から、投資信託等の外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すことを要望いたします。

【地方税における投資信託等に係る外国税額控除制度のイメージ】



② 上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること

民間の投資者からの資金を集約し、資金を太陽光等の再生エネルギー発電設備などのインフラ事業に投資する「上場インフラファンド」は、比較的安定した収益性と持続可能な成長からのリターンを目指す ESG 投資の観点から、世界各国にて注目が高まっています。

我が国においても、2015 年 4 月 30 日に東京証券取引所が市場を開設し、2016 年 6 月に第 1 号案件が上場されて以降、現在までに 6 銘柄が上場し、時価総額は約 770 億円（2019 年 9 月時点）となっています。このように、民間資金を活用したインフラ設備の拡充に向けた環境整備は着実に推し進められています。

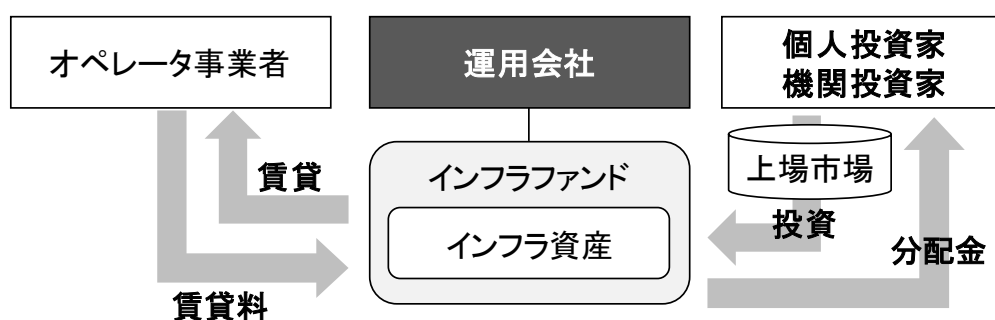
上場インフラファンドについては、平成 28 年度税制改正において、税務上の導管性が認められる期間が、再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から 10 年以内から 20 年以内に終了する事業年度にまで延長されました。

また、導管性が認められるためには、当初、再生可能エネルギー発電設備を 2017 年 3 月 31 日までに取得していることが求められていましたが、平成 29 年度税制改正において、この取得期限が 2020 年 3 月 31 日まで延長されています。

今後も、インフラファンドの組成・上場を促し、民間資金を活用したインフラ整備の更なる発展を図っていくためには、時限的な措置ではなく、恒久化された安定的な制度の下での運用が必須と考えられることから、市場関係者においては、上記期限の延長又は撤廃が強く望まれております。

つきましては、2020 年 3 月 31 日で日切れとなる上場インフラファンドに係る再生可能エネルギー発電設備の取得期限について、延長又は恒久化する措置を要望いたします。

【上場インフラファンドのスキーム】



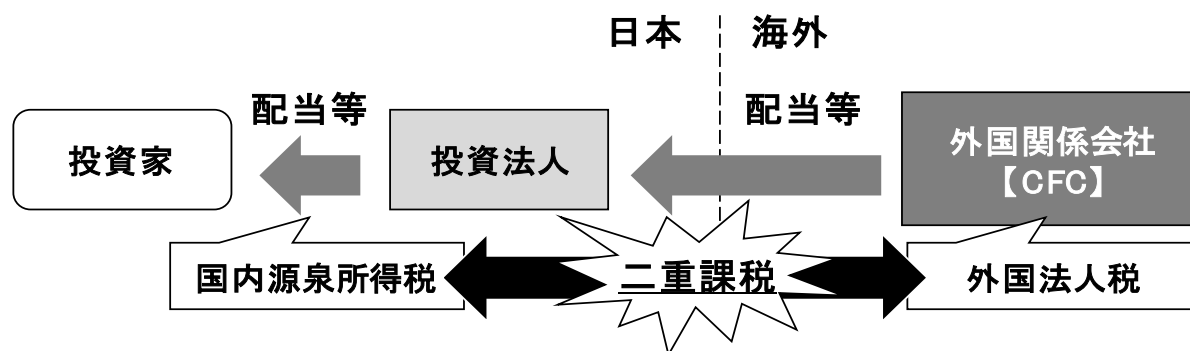
③ 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること

外国子会社合算税制は、我が国の内国法人における外国子会社を利用した租税回避を抑制するという観点から、外国子会社等がペーパー・カンパニー等である場合又は経済活動基準を満たさない場合には、その外国子会社等の所得相当額を親会社である内国法人の所得とみなし、合算して課税する制度とされております。

原則として、投資法人は他の法人の議決権の過半を超える数の株式又は出資を保有することはできないとされておりますが、平成 25 年度税制改正により、現地の法規制等によって投資法人が直接的に海外不動産の取得等を行えない場合には、当該海外不動産の取得等を目的とする法人（SPC）を設立し、投資法人が当該 SPC の議決権の過半を超える数の株式又は出資を保有することで、間接的に海外不動産へ投資し、そのリターンを得ることが認められております。このように SPC 等を通じて海外不動産に投資する投資法人の実態が、租税回避を目的としたものではないことは明らかですが、当該 SPC 等の所得が外国子会社合算税制による合算対象となることが懸念されています。また、2017 年末に米国において決定された法人税率の引下げにより、その影響範囲が拡大する可能性も危惧されているところです。

仮に SPC 等の所得が外国子会社合算税制による合算対象とみなされて課税が行われた場合、当該 SPC 等を保有する投資法人に投資を行った投資家のリターンにもネガティブな影響を与えることとなります。投資法人が海外不動産への投資を目的に設立される SPC 等については、現地不動産の取得等を行うためのものであり、法人税を回避する意図がないことは明確であると考えますので、外国子会社合算税制により合算対象となる投資法人の外国関係会社が負担する外国法人税については、ファンド二重課税調整（国内源泉所得税からの控除）の対象とすることを要望いたします。また、当該外国関係会社がペイスルー事業体(例えば US-REIT)などのように、現地法人税が実質的に課されず、源泉税のみが課される事業体である場合には、当該源泉税を外国法人税とみなして二重課税の対象とすることを要望いたします。

【投資法人による SPC 等を通じた海外不動産への投資のイメージ】



④ 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が 10 年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

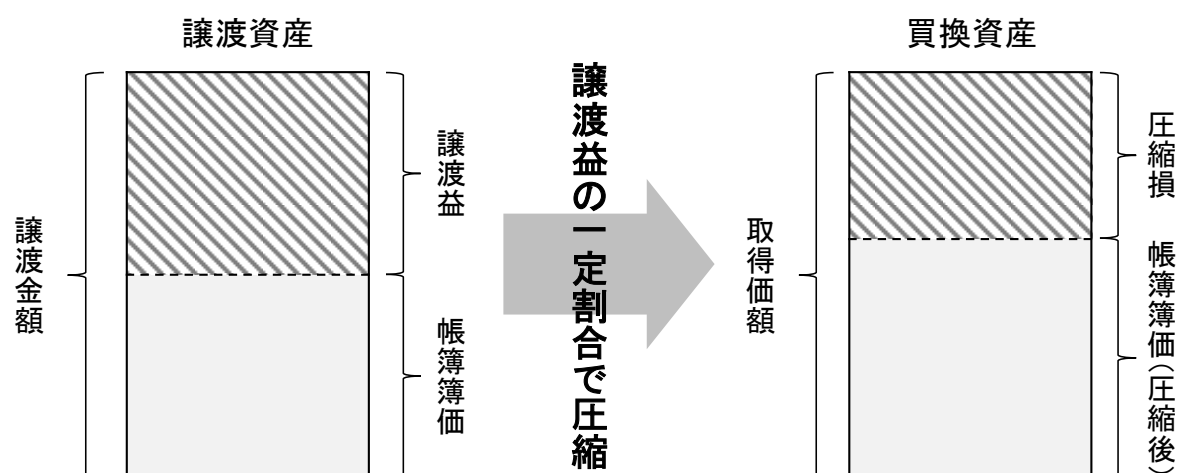
我が国における不動産取引の活性化や土地等及び建物等の有効利用を促進する観点から、企業等が 10 年を超えて保有する事業用資産（土地等・建物等）を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合においては、譲渡した事業用資産の譲渡益について一定の割合まで圧縮記帳を認める特例措置が講じられています。

含み益のある事業用資産を所有する企業等にとって、当該資産の売却時、譲渡益に対して多額の課税が発生することは、売却を躊躇する要因となります。しかし、本特例措置によって資産売却時の課税繰延べが認められることで、買換え時の負担が軽減されており、不動産取引の活性化及び土地の有効利用等に大きく寄与しています。また、本特例措置は日本全国において適用可能であることから、都市及び地域再生の観点からも必要不可欠な措置であると言えます。

しかしながら、本措置は租税特別措置法における時限措置であって、2020 年 3 月 31 日をもってその適用期限が終了することとなっており、市場関係者においては、この期限の延長が強く望まれております。

長期保有土地等の譲渡益を活用した産業の構造改革、確実な国内設備投資を喚起し、不動産取引の活性化による土地の有効利用及び地域活性化を促進するために必要不可欠であり、また、売買コストの低減により投資法人等における不動産の取得・買換えが活発化することにより、結果として投資者への収益の分配を増加させる効果が期待されることから、2020 年 3 月 31 日をもって日切れとなる上記措置について、これを延長するよう要望いたします。

【長期保有資産に係る買換え特例のイメージ】



Ⅳ 地方創生のための税制措置

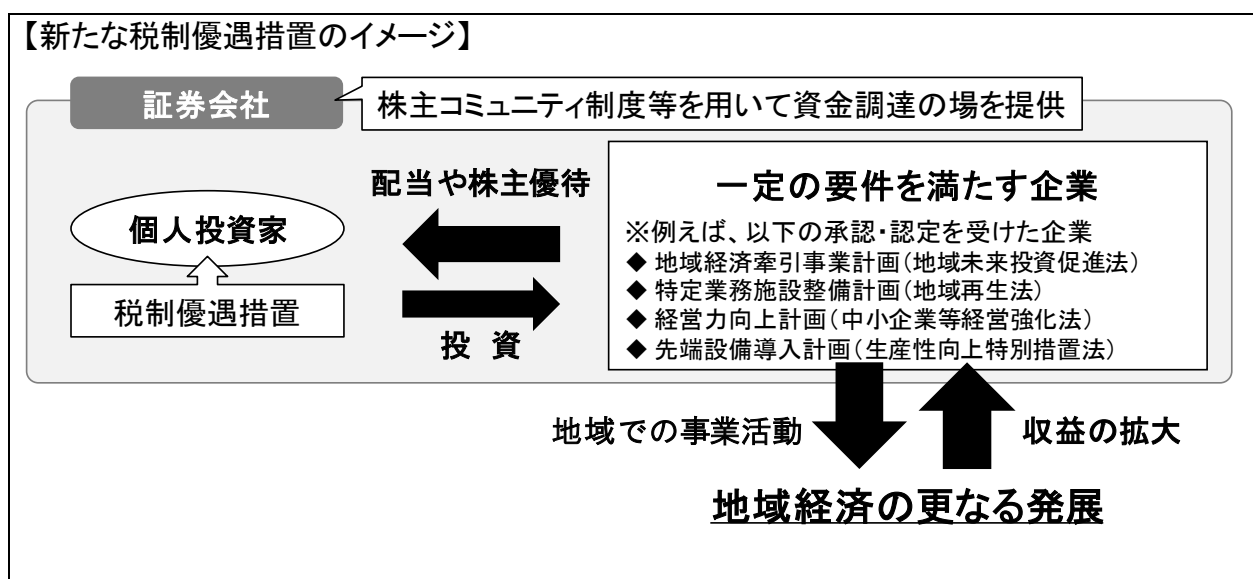
- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

人口減少・少子高齢化が進展する我が国においては、地方へのひと・資金の流れを強化し、過度な東京一極集中の是正や地域の持続可能性の確保といった課題の解決に取り組んでいく必要があります。2018年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」では、活力にあふれた地域経済実現のために、リスク性資金の充実が重要であるとされ、証券会社にはその機能を活かした取組みが求められています。

証券会社の機能を活かした取組みとしては、例えば、2015年5月に創設された株主コミュニティ制度を活用したものが挙げられます。金融庁が公表した「平成29事務年度金融行政方針」では、地域証券会社が、本制度を通じて、地域に根差した企業の資金調達や株式の換金・新規投資の機会を提供することによって、地域経済の発展に寄与しているとの記述がなされています。

しかしながら、株主コミュニティ制度の利用は、まだ一部の地域・業態に留まっているとの指摘もあり、活力にあふれた地域経済実現のためには、地域貢献に資する企業への投資に一定の税制上の恩典を与えることによって、リスク性資金の供給を充実させていくことが必要であると考えます。

そのため、地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について、税制上の恩典として、例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とするような制度の創設を要望いたします。



V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とする制度を創設すること）

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連で、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択されました。これを受け、我が国においても、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が2016年に内閣に設置され、様々な取組みが行われています。

金融の面では、SDGs推進本部が2019年に公表した「拡大版SDGsアクションプラン2019」において、主要な取組みとして環境・社会・ガバナンス（ESG）投資・対話の促進に関する記載が盛り込まれています。さらに資本市場では、コーポレートガバナンス・コードにおいて、上場会社に対し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について適切な対応を行うべきである旨、女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保を推進すべき旨が明記されております。

一方で、日本におけるESG投資は、欧州や米国と比べるとまだ小規模に留まっております。SDGsの達成に際しては、資本市場においてESG投資をはじめとする、社会の持続的な発展に貢献する金融商品の魅力を高めることを通じ、民間資金の流入を促すことが必要であると考えます。

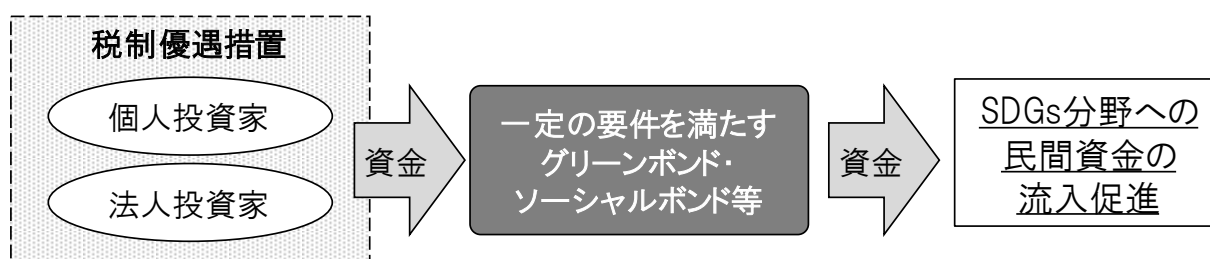
そのため、社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について、税制上の恩典として、例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税に対して、法人投資家については法人税に対して、特別な控除を可能とするような制度の創設を要望いたします。

【世界のESG市場資産規模】

(10億ドル)	欧州	米国	カナダ・豪州	日本	全世界
資産額	14,075	11,995	2,433	2,180	30,683

（出所）GSIA「2018 Global Sustainable Investment Review」

【新たな税制優遇措置のイメージ】



VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ① 振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること

個人投資家の納税手続きの負担を軽減する目的から創設された特定口座制度は、約 3,700 万口座（2019 年 6 月末時点）が開設され、個人が上場株式等の取引を行う上で必要不可欠な制度となっています。

しかし、現行の租税特別措置法の規定では、①非上場株式に係る取得請求権の行使等により取得する上場株式等、②改正会社法（2020 年 4 月 1 日施行予定）によって新たに認められる、役員の労務出資により交付される上場株式等、③海外の振替機関等を通じて交付される上場株式等、④特定の第三者に新株を引き受ける権利を与えて行う増資（いわゆる第三者割当増資）等について、振替機関等を通じ、特定口座を管理する金融商品取引業者が当該上場株式等の取得日・取得価額等を客観的に把握することが可能であるにも関わらず、特定口座への受入れが認められておりません。

今後、種類株式を活用した多様な資金調達手段が登場することが予想される中で、個人投資家からの成長資金の供給を促すためにも対応が不可欠です。直近では、2015 年 7 月に発行されたトヨタ A A 型種類株式が記憶に新しいところですが、当該種類株式については、普通株式転換請求権の初回行使時期が 2020 年 4 月とされており、この行使によって取得される上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすることが市場関係者から求められています。

また、コーポレートガバナンスの向上策として用いられることの多い株式報酬制度の拡充のために、改正会社法で役員の労務出資による株式取得が認められる予定ですが、この制度を広く普及させるためには、交付される上場株式等の特定口座への受入れを可能として役員の納税手続きの負担軽減を図ることが有効であると考えます。

その他、経済のグローバル化の進展によって個人投資家が外国株式を取引できる機会が増えている点等を踏まえれば、これらの上場株式等について、特定口座への受入れを可能とすることは、特定口座の利便性向上に資する重要な要素であると考えます。

したがって、振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等について一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等については、その取得時に特定口座への受入れを可能とすることを要望いたします。

② 事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること

特定口座は、1金融機関につき1口座のみ開設とされていることから、金融機関の合併時には、両社に特定口座を開設している場合、両社の特定口座の対象となる上場株式、株式型投資信託などの有価証券を、合併日前日までにいずれか一方に移管・集約し、他方の特定口座を廃止する手続きが必要となっております。しかし、合併前に特定口座の移管・集約を行うためには、事前に顧客から個人情報の取扱いに関する同意を得る等、多大な事務負担が発生することが想定されます。

近年、超低金利環境の長期化、人口減少・高齢化と企業数の減少に伴う資金需要の鈍化等を背景に金融機関の統合が進んでおり、今後もその傾向は続くことが予想されますが、こうした事務負担の存在が、スムーズな合併の実現に影響を及ぼす可能性もあります。

こうした状態を是正するためにも、金融機関の事業の譲渡、合併又は分割の際には、一時的に特定口座が複数開設された状態となることを許容するとともに、その後複数開設状態を解消するための一定の猶予期間等を設けることを要望いたします。

③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範において、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣及び大臣政務官（以下、「国務大臣等」といいます。）は、その在任期間中、株式等の有価証券の取引を自粛することが求められております。さらに、就任時には、その保有する株式等の有価証券を、信託銀行等に信託し、在任期間中に契約の解約及び変更を行ってはいならないこととされています（注）。

現行規則では、このようなやむを得ない状況において上場株式等を信託した場合であっても、信託契約の解約後に、当該上場株式等を特定口座に受け入れることができず、特定口座の利便性が損なわれているとの指摘があります。

こうした指摘を踏まえ、取得日、取得価額が明らかな上場株式等については、一定の要件のもと、上場株式等に係る信託契約の解除後に特定口座への受入れ措置を講じることが要望いたします。

（注）就任時において、特定口座で運用しているものは、信託義務の対象外となります。しかし、国務大臣等の職を退任した際に、同口座の在任期間中の取引残高報告書を内閣官房長官に提出し、在任期間中に取引を行っていないことを明らかにする必要があります。

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① CRS（注）に係る国内法について、OECD が提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと

（注）CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準

OECD では、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」が策定されています。我が国においても、平成 27 年度税制改正により「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下、「実特法」といいます。）が改正され、2017 年 1 月 1 日より非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が導入されたところです。

しかしながら、OECD が提示する国際基準である CRS と実特法では、外国政府等が全部を出資している法人の取扱い、実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲、特定法人の定義、情報入手努力義務の取扱い、特定取引におけるデリバティブ取引の取扱い等について、差異があります。

国際基準である CRS と実特法は、国際競争力の観点から極力整合性が確保されるべきと考えます。また、日本のみ取扱いが異なる点について、世界各国で口座を開設している顧客から理解が得られにくく、実務上の弊害にもなっています。

つきましては、CRS に係る国内法である実特法について、OECD が提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うことを要望いたします。

【OECD が提示する国際基準と実特法との間で乖離が見られるものの例】

①政府等保有法人の扱い

◆ OECD が提示している国際基準

外国政府、外国の中央銀行、日本が加盟する国際機関が 100%保有している法人（Governmental Entity）は報告不要

◆ 日本の国内法（実特法等）

「国、地方公共団体若しくは日本銀行若しくは外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは我が国が加盟している国際機関が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人」も報告対象（実特法施行令第 6 条の 8 第 1 項第 4 号）

②実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲

実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲に、OECD の CRS 参加国・地域のうち、日本の財務省令で定める報告対象国に含まれていない国の法令に準拠して設立された金融機関等も加えること（他の CRS 参加国・地域の法令に準拠して設立された金融機関等は、実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外されている）

② 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること

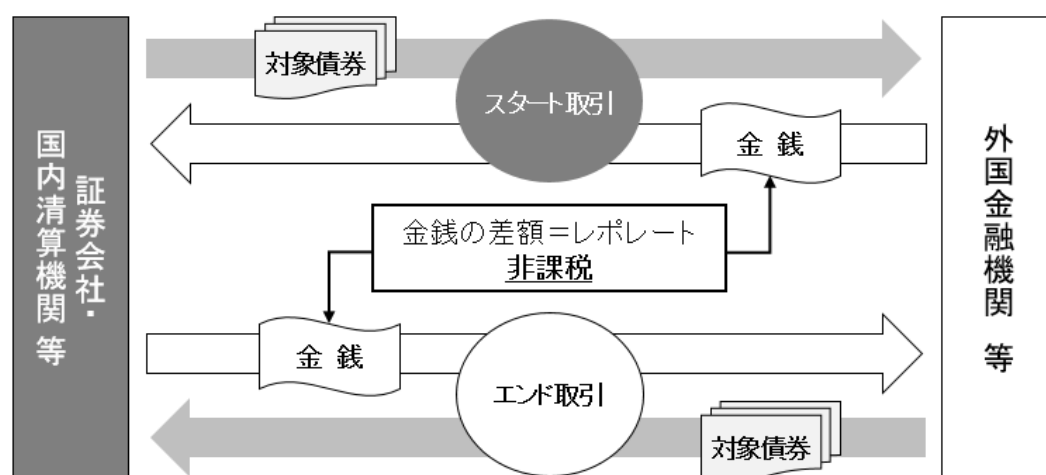
我が国金融機関においては、外国金融機関等に対して支払われるスタート取引に係る金銭とエンド取引に係る金銭の差額（レポレート）について、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、本来は利子所得として源泉徴収が必要となるところ、租税特別措置法第 42 条の 2 の規定により、外国金融機関等が「非課税適用申告書」等を提出している場合には源泉徴収を免除する特例措置が講じられております。

平成 29 年度税制改正においては、我が国国債市場の流動性の確保や国内金融機関の短期資金の調達の円滑化を更に徹底するという観点から、国内金融機関が外国法人（外国ファンド）との間で日本国債を対象債券として行う債券現先取引（以下、「レポ取引」といいます。）についても、一定の要件のもとで前述の特例の適用対象とする時限措置が講じられ、令和元年度税制改正において、2021 年 3 月 31 日まで延長されました。また、外国投資家及び外国金融機関が参加しやすい市場を形成し我が国レポ市場をより活性化し、国内金融機関の短期資金の調達をより円滑化する観点から、同特例措置の対象債券についても、従来の日本国債に加え、一定の外国国債等を加える等の拡大が図られました。

一方、長期に亘って円金利水準が低位安定していることを背景として、国内金融機関においては外貨建て国外債の保有が増加しており、これらを対象とした債券現先取引のニーズも高まっているところ、国内金融機関がこれらを対象として行った取引を、関係会社たる外国金融機関にバックトゥーバックで繋ぐ際の取引が非課税とならないため、国内金融機関との取引についても非課税相当のエコノミーで取引できていない現状があります。

クロスボーダーのレポ取引において税制が阻害要因とならないよう、外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ることを要望いたします。なお、これらの要望については、清算機関を介する取引についても適用されることが引き続き確保されますよう、併せてお願い申し上げます。

【レポ取引・レポレートのイメージ】



③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

2018 年 10 月から効力が発生している、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」（以下、「新日・露租税条約」といいます。）では、通常の配当所得については 5 % の軽減税率が適用されることとなりました。一方で、源泉地国内にある不動産を主たる資産（総資産の 50 % 以上）とする法人の発行する株式等（以下、「不動産化体株式」といいます。）から得られた配当所得が、15 % の源泉徴収課税の対象とされました。また、不動産化体株式の譲渡によって生じた所得については、その源泉地国での租税を課することが可能とされています。

新日・露租税条約において、不動産は、「いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む」とされており、その範囲を非常に広く定義しています。さらに、不動産化体株式に該当するか否かの明確な判定基準が、現在まで国税庁通達等で示されておらず、株式の発行体が不動産化体株式の該当性について説明する義務もないため、源泉徴収を行う金融機関側においては、顧客の保有する株式等が不動産化体株式であるかどうかの判断が行えない状態にあります。さらには、今後、同様の規定が他の租税条約においても盛り込まれる可能性も指摘されています。

このような現状を踏まえれば、不動産化体株式の該当基準が示されるまでの経過措置として、不動産化体株式に対する租税条約上の源泉徴収税率（新日・露租税条約の場合は 15 %）の適用を行わない旨の規定を設ける等、金融機関の実務に配慮した方策を講じることが必要不可欠です。

また、不動産化体株式の該当基準が示された場合においても、金融機関が公表情報のみを用いて不動産化体株式の該当性を判断することは困難です。そのため、不動産化体株式に該当することとなった株式の発行体に対しては、その事実を公表し、所轄税務署に届け出ることを義務付けるとともに、国税庁ホームページにおいて、不動産化体株式の一覧を公表することを併せて要望いたします。

【新日・露租税条約における配当所得の源泉徴収税率の区分】

	旧租税条約	新租税条約
配当	15%	免税：年金基金受取
		5%：議決権保有割合 15%以上、保有期間 365 日以上
		15%：不動産化体株式
		10%：その他

3. デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- ① 内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること

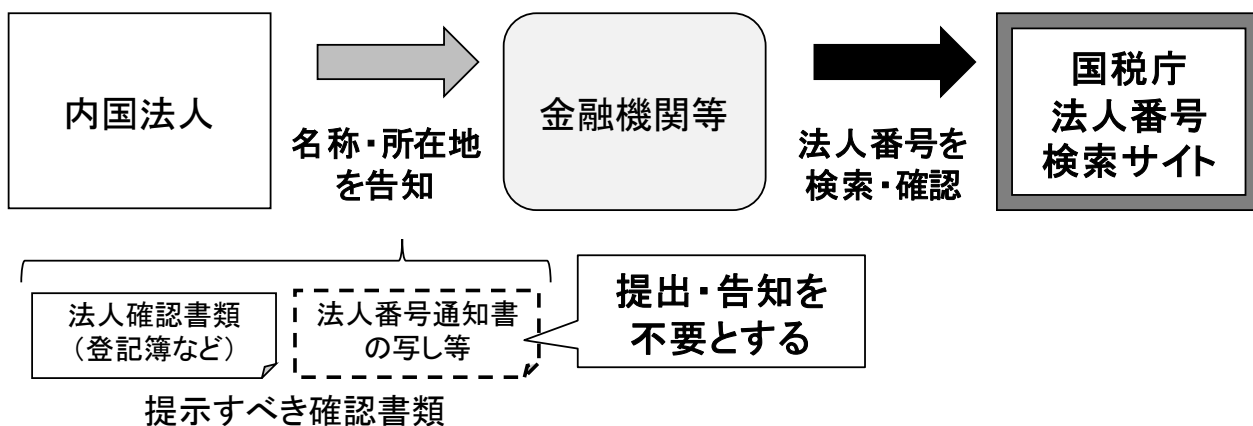
法人番号は、国税庁の法人番号検索サイトから法人の商号・所在地等を用いて検索することが可能であり、かつ利用範囲に制約もなく自由に利用できるものとされております。

しかし、現行法上、内国法人が税法上の告知のために金融機関等に法人番号を提出する際には、その提示を受ける金融機関等において、告知を行う者から法人番号通知書の写し等や法人番号検索サイトの画面を印刷したものの提示を受けることが義務付けられており（所得税法第 224 条及び所得税法施行規則第 81 条の 6 第 3 項等）、この提示を行うための事務が、告知を行う法人及びそれを受ける金融機関双方の負担となっています。

法人番号には、番号法の基本理念である、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割と新たな価値の創出という目的があります。特に国民の利便性向上の観点からは、添付書類の削減など、各種申請等の手続きを簡素化し、申請者側の事務負担を軽減することが期待されています。現在求められている法人番号通知書の写し等の提示義務は、こうした当初の目的の実現を阻害する要因となりかねません。

法人番号によって国民の利便性向上をより高いレベルで実現するとともに、マイナンバー制度の一層の普及を図るためにも、法人番号の提示を受ける側が、法人番号検索サイトを通じて当該法人の法人番号を確認できた場合には、当該法人番号の告知を不要とすることを要望いたします。

【法人番号の告知に関する要望のイメージ】



(注) 現行でも、6か月以内に作成された法人番号通知書を提示する場合には法人確認書類は不要となるが、既存の法人に係る法人番号通知書は 2015 年 10 月 5 日に作成されているため、6か月以内に作成された法人番号通知書には該当しない。

② 税務手続きの ICT 化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続きの効率化を図ること

近年の急速なデジタル技術の進展を背景に、2019 年 5 月には、「行政手続のオンライン化の徹底」や、「電子申請における添付書類の撤廃」を実現し、行政手続きの利便性向上とともに、手続き等に係る国民や企業の負担軽減を図る、いわゆる「デジタル手続法」が成立しました。本法令の成立等によって、社会保障や税務などの多くの手続きが電子化されている米国等と比較して、遅れていると指摘されていた日本の行政のデジタル化は大きく前進することが期待されます。また、2019 年 6 月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」でも、「税・社会保険手続の電子化・自動化」が盛り込まれています。

一方で、現行法上、顧客から金融機関に提出する書類及び金融機関から顧客に対して交付する書類等について、書面での形式しか認められていないものが多数存在します。これは、行政のデジタル化や税務手続きの電子化・自動化を推し進めていくうえでも、改正すべきものであると考えます。

つきましては、顧客の手続きに係る時間の短縮化のみならず金融機関の負担軽減を図る観点から、現行法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種書類については、電子化による手続きも認める改正を行い、税務手続きの効率化を図ることを要望いたします。

【現行法上、書面でのみしか提出・交付が認められていない書類の例】

顧客が金融機関に提出する書類

- ・特定口座廃止届出書
- ・特定口座開設者死亡届出書
- ・非課税口座異動届出書
- ・非課税口座移管依頼書
- ・非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書
- ・金融商品取引業者等変更届出書
- ・非課税口座廃止届出書
- ・非課税口座開設者死亡届出書
- ・未成年者口座異動届出書
- ・未成年者口座移管依頼書
- ・未成年者口座内上場株式等の未成年者口座から特定口座への移管依頼書
- ・未成年者口座廃止届出書
- ・未成年者口座開設者死亡届出書

金融機関が顧客に交付する書類

- ・非課税口座廃止通知書
- ・未成年者口座廃止通知書

税務署から金融機関に交付される書類

- ・非課税適用確認書
- ・未成年者非課税適用確認書

VII その他の税制措置

- ① 消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること

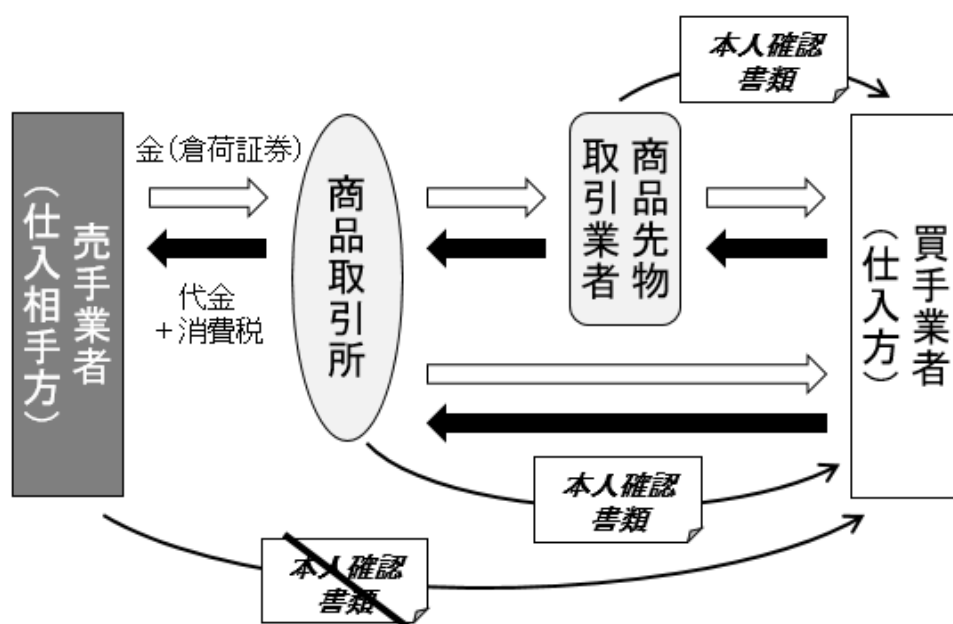
我が国では金・白金が消費税の課税対象とされているため、金・白金が課税対象とならない外国から密輸した金・白金を、国内の買取業者などに消費税込みの価格で転売し、消費税分の利ザヤを得る脱税行為の存在が指摘されています。

これを抑止するため、2019年10月より、事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れ（消費税込みの価格での買取り）を行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除制度の適用を受けられないこととなりました。

しかし、取引所で行われるデリバティブ取引において、仲介業者の顧客である売り手の本人確認を、買い手側が行うことは事実上不可能です。それゆえ現在、東京商品取引所を通じた取引については、売り手側の本人確認書類までは不要とされ、仲介業者の確認書類のみで構わないとする特例措置が講じられています。しかしながら、大阪取引所を通じた取引については、本特例措置の対象となっていない。

総合取引所の実現に支障のないよう、現在は東京商品取引所のみ適用されている本特例措置について、大阪取引所に対しても適用されるよう要望いたします。

【金・白金の仕入れ税額控除に係る商品先物取引の特例の概要】



買い手業者は、商品先物取引では「媒介等を行う者(※)」の本人確認書類のみでよい。
※委託取引の場合⇒商品先物取引業者／自己取引の場合⇒商品取引所

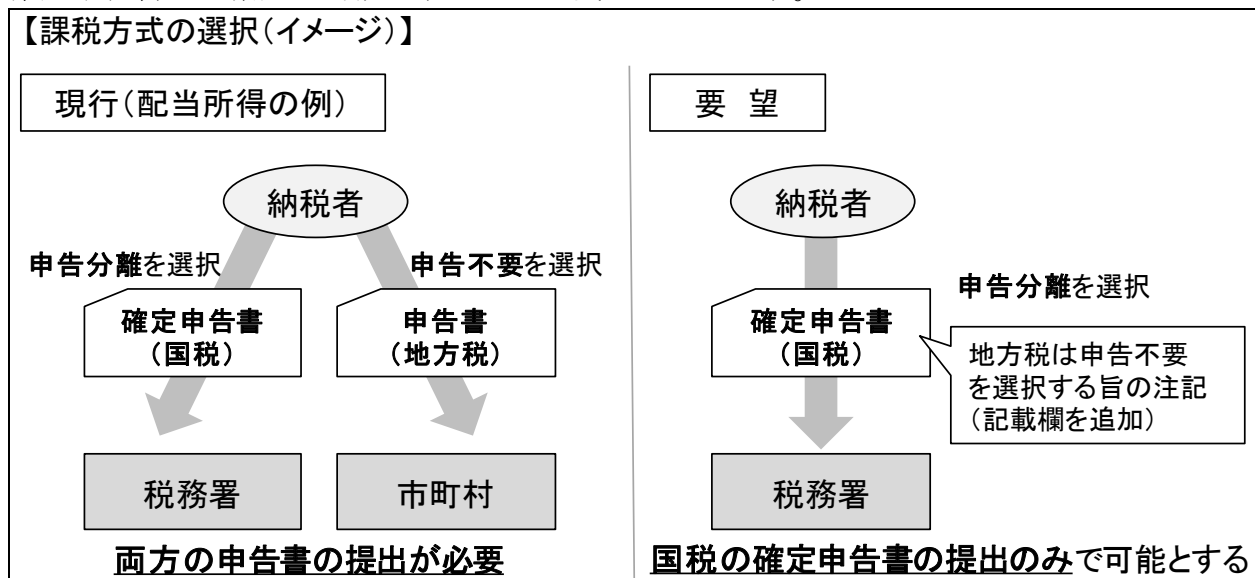
② 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

平成 29 年度税制改正において、上場株式等の配当所得及び源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得等について、国税と地方税で異なる課税方式の選択が可能であることが明確化されました。これによって、例えば、上場株式等の配当所得について、国税の計算においては申告分離課税を選択して上場株式等の譲渡損失と通算する一方、地方税の計算においては申告不要を選択して源泉徴収で課税を完結することにより、住民税における所得金額を基に算出される国民健康保険等の保険料の増加を回避するなど、納税者の選択肢を広げる効果が期待されています。

他方で、納税者が国税と地方税で異なる課税方式を選択するためには、国税に係る確定申告書の税務署への提出と、地方税に係る申告書の自治体への提出の両方が必要となることから、納税者におけるこれらの確定申告書及び申告書の作成に係る作業負担が懸念されるところです。

この点について、地方税法の規定により、地方税に係る申告書を提出する前に国税に係る確定申告書を提出した場合には、その確定申告書の記載事項をもって地方税に係る申告書が提出されたものとみなすことから、国税の計算において総合課税又は申告分離課税を選択し、地方税の計算において申告不要を選択するケースであれば、国税の確定申告書に「該当する上場株式等の配当所得又は源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得について、地方税の計算においては申告不要を選択する」旨が記載されていれば、国税に係る確定申告書の提出のみで、国税と地方税で異なる課税方式を選択することが実務上も可能と考えられます。

納税者の利便性に配慮しながら、個々の事情に応じた税務申告の選択肢を確保する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすることを要望いたします。



以 上

日 本 証 券 業 協 会

〒103 - 0027 東京都中央区日本橋 2 の 11 の 2
(太陽生命日本橋ビル 8 ～ 11 階)
電 話 03 (6665) 6800